
平成25年第5回大和町議会定例会会議録

平成25年9月4日(水曜日)

応招議員(18名)

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	三 浦 伸 博 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産業振興課長	浅 井 茂 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	藤 原 敏 明 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 恵 右 君	教育総務課長	菅 原 敏 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	生涯学習課長	石 川 誠 君
税 務 課 長	千 葉 良 紀 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	瀬 戸 正 志 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君
子育て支援 課 長	高 橋 正 春 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 事	逢 坂 孝 徳
議 事 班 長	千 坂 俊 範		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長（大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本会議を再開します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長（大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番浅野俊彦君及び3番千坂裕春君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長（大須賀 啓君）

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

初めに、4番渡辺良雄議員からきのうの一般質問での発言の訂正の申し出がありましたので、発言を許します。

4 番（渡辺良雄君）

発言の機会をお許しいただきましてありがとうございます。

昨日の私の一般質問について不適切な発言がありましたので、おわびいたしますとともに発言の取り消しと訂正をお願いいたします。

昨日、団地の地主さん方に対して「しつげる」という言葉を私発言いたしましたが、これは非常に不適切な発言であり、まことに反省をいたしますので、この言葉について取り消しをお願いいたしますとともに、訂正につきましては、「団地の地主さん方に対して重ねてご協力の依頼」という言葉に置きかえをお願いするものであります。以上で発言を終わります。

議 長（大須賀 啓君）

17番堀籠日出子さん。

1 7 番（堀籠日出子君）

皆さん、おはようございます。

通告に従いまして質問を行います。

1件目は、相当の理由といたしまして、身体的理由、地理的要因、いじめ対応によります学校の選択制について教育長に伺います。

学区は、住所で定められた学校へ入学し、家庭、学校、地域が連携し、学校を中心として子供たち一人一人が適した教育環境の中で個性や能力を伸ばし、育てることを目標に取り組んでおります。保護者、家族にとっては子供が毎日明るく元気に学校に通ってくれることを一番に願っておりますし、子供自身も学校は勉強、そして友達と楽しく過ごせるところと希望を持って入学してきているはずで

ですが、小学生も中学年、高学年、中学生になると、成長とともに友達関係や勉強のことなど、人によってさまざまな問題、悩みが起きてきます。しかし、楽しいはずの学校生活でいじめがあったらどうでしょうか。思春期の子供は自尊心が高く、反抗期でもあるため、親や担任に打ち明けず、発見がおくれる時期でもあると言われており、両親にも担任にも相談できず一人で苦しみ、悩んでいる児童生徒は少なくないんじゃないかと感じております。いじめを早く発見し、対処すること、そしていじめられている子供の心に寄り添うのは親や教師の責任だと思っております。学校生活を楽しく過ごすことができるよう、さらなる環境づくりと取り組みが必要と感じております。

そこで、いじめなどによる不登校はあるのでしょうか。相当の理由（身体的、地域的、いじめ対応）による学校を選択し転校することができるのでしょうか。不登校の現状と相当の理由による学校選択制について、教育長に所見をお伺いいたします。

議 長（大須賀 啓君）

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長（上野忠弘君）

おはようございます。

それでは、堀籠議員のご質問にお答えします。

初めに、相当の理由（身体的理由、地理的要因、いじめ対応）による学校選択制についてのご質問にお答えいたします。

学校は、子供たちにとりまして安全・安心な場所であり、楽しく生活や勉強ができる場所でなければならないと考えております。しかし、報道でもありましたように、不登校の出現率は宮城県がワースト1となっております。そこで、本町の学校における不登校の現状についてでございますが、平成25年度7月現在、小学校で2名、中学校で11名となっております。理由については、体調不良や集団になじめないなど、さまざまな理由があり、複数の問題が重なっている事例もございます。

各学校においては、学級担任や教育相談員による相談を行ったり、家庭訪問をしたりするなど、個々の問題について解決に向けた取り組みを行っております。放課後の登校や黒川けやき教室の活用なども行っており、子供たちが学級に戻って学習できるようにするための努力を続けております。

いじめを不登校の理由にしているお子様は、現在1名おりますが、学級担任の面談や黒川けやき教室の活用などの取り組みにより、少しずつ意欲的に学習する姿が見られるようになってきているとの報告を学校から受けております。

続きまして、不登校等の理由による指定学校の変更についてお答えします。

本町でも居住地を学区とする学校への就学を基本としております。しかし、さまざまな事情があることから、区域外就学を可能にしており、大和町区域外就学事務取扱要綱において、その取り扱いについて定めております。

本要綱では、区域外就学を認める理由として、心身の障害等に関する理由、転入・転出に関する理由、家庭の事情に関する理由、教育的理由の4つを定めています。4つ目の教育的な理由の中にいじめや不登校などの生活状況から指定学校への就学が困難であると認められる場合と、特別な理由により教育委員会及び校長が特別な配慮や必要を認める場合について定めており、いじめや不登校など、教育的な配慮が必要な場合においては指定校を変更することができるとしております。

ただし、いじめや不登校などはその理由や経緯もさまざまあって、多くの問題が重複していることもあることから、指定校を変更すれば解決するというものではありません。保護者からの申し出があった際には、一人一人の実情に応じて相談し、それぞれ解決策を見出していくことが大切であり、指定校の変更も解決策の一つと考えております。

冒頭に申し上げましたが、学校は子供たちにとって安全・安心で楽しく生活できる場所であればなりません。町におきましては、きめ細かな対応で子供たちが安全に

安心して通学できる学校運営が行われるよう努力してまいりたいと考えております。
以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

不登校がこんなにあるということでびっくりしました。理由はいろいろあるんでしょうけれども、こんなに不登校の子供がいるのかなと思ってびっくりしたところです。

それで、大和町区域外就学事務取扱要綱において4点ほど要綱がありました。心身の障害等に関する理由、転入・転出に関する理由、家庭の事情に関する理由、教育的理由の4つがありましたけれども、この中で、これまでに学校を選択したという事例はあったのでしょうかお尋ねいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

ただいまのご質問にお答えしますが、現在義務教育、小・中学校におきまして他の市町村から大和町へ、あるいは大和町から他の市町村へという事例はございます。

特に、理由は、一番多いのが転居はしたんだけど、卒業までその学校にいたいというふうな理由がありまして、それが一番多いようでございます。それから、やはり最近出ているのが被災地からの、住所は向うにあるんだけど、本来すべき学校ではなくて、大和町に来ているというお子様は多いように見受けられます。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

今の理由といたしましてはもっともそのとおりだと思います。卒業するまで学校にいたいという、そういう気持ちの子供さんがおられるということは、学校生活を楽しく過ごしているということですので、これは本当に喜ばしいことだと思っております。

しかし、いじめ、これだけはやはりあってはならないことですので、このいじめ、今いじめが原因で自殺する子供たちが後を絶たないことから、全国的にいじめによるアンケート調査を実施して対策に取り組んでいるんですけども、これは8月の新聞報道にありました国立教育政策研究所の調査結果で、中学校でいじめられなかった子は3割だけ、大半の子供がいじめられっ子になったり、いじめたりということになり得るということで、本当にこのいじめの重要性を訴えております。

それで、いじめには必ずサインがあると言われておりまして、いじめられている子は、初めはその事実を他人に話したり、相談しないで苦しんでいるんですけども、その苦しんでいる行動が周囲の変化からわかることがあると言います。そして、本人も無意識にサインを送っていることがあるので、周りや教師が早くそのサインに気づくことが重要だと言われております。

そんな中で、本当にいじめの初段階というのは、結局今まで保健室に余り入ったことがないんですけども、最近出入りが多くなったとか、それから余り理由がなくとも遅刻したり早退したり、それから休むことが多くなった、そういう子供さんたちを見たときには、やはり一番最初に気をつけなければならないと思うんですけども、本校のいじめ問題について早く見つけて対処する方法としてはどのようなことが考えられていますか。また、取り組んでいるかをお尋ねいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

ご質問にお答えいたします。

通常学校ですと、やはり今議員がおっしゃったように日常的な観察、やはり通常の時間に登校しないとか、あるいは人間関係、授業中は見えないんですけども、休憩時間の人間関係の変化とか、やはり授業以外の部分で朝から帰りまでの子供の様子の変化について、教師が見ることが一番だと思ひまして、日常の観察を十分するようなこと、それから連携といいますか、学級担任以外、養護教諭、あるいは学校にはいろんな業務員さん含めておりますけれども、いろんな情報を共有できるような相談の場面、そしてお互いに話題を出し合うというふうなことで、学級担任以外の校内全体制で把握をするというふうなことなどを試みております。

また、最近は事務の共同実施ということで、事務の職員が事務の効率化も含めまし

て先生方の多忙化解消ということで、例えばこれまで集金事務ということで、先生方は朝学校に行くと、子供からお金を集める、あるいは集金したものを計算する、それを銀行へというのがありましたけれども、町内では、現在県の指定を受けまして共同実施ということで、事務職員が全ての集金事務を行うようなことができないかということで、現在先生方の校務軽減を図って、先生方が子供たちと十分触れ合える時間をとろうというふうなことで、県内でも2年間、現在そのような共同実施を進めていることもございます。

そんな形であらゆる学校生活、あるいは保護者との連絡などを密にしまして、未然に防げるものは防ぐということに努力をしまいにありますし、これからもそんなことを学校のほうに指導していきたいと考えます。

議長（大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

17番（堀籠日出子君）

学校のほうでも取り組んでおられるのは重々存じておりました。ですから、なおさら小さなSOS、子供たちが出しているサインを見逃すことなく生徒たちに寄り添っていただければと思います。

それで、いじめ、不登校、これはやはり多くの問題が重複しておりまして、簡単にじゃあ、学校をかえればいいんだというわけにはいかないと思うんです。ですけども、やはりいろんな実情に応じているんな聞き取りをしながら、そして本当に死ぬくらい悩んでいる子供がいるわけなんですから、ですから、本当に指定校を変更するということはいじめられている子供の救済になるはずなんです。ですから、ぜひいろんな実情をとにかく調べなければならぬと思うんですけども、そういう学校制の選択というのは取り入れていただきたいなと思っております。

それで、この要綱なんですけれども、要綱は、PTAの皆さんもこういうことがあるということは存じているんでしょうか。例えば先ほど4つの理由がありましたよね。そういう身体的、それから地域的、いろんなそういうものの、こういうことが教育委員会にはあるんですよということは、PTAの皆さんは存じているのかなんかお尋ねいたします。

議長（大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

この要綱につきましては、学校教育施行令第9条の規定に基づきまして、他市、区、町村に住所を有する児童生徒の本町立小・中学校への就学について必要な事項を定めたということでございますので、各学校までは周知はしておりますけれども、個々のPTA関係、あるいは保護者については不十分な部分もあるかと思っておりますので、早速確認をしたいと思っております。

議長（大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

17番（堀籠日出子君）

要綱についてまだ保護者のほうにまでは周知したかなんかわからない、周知してないと思うという教育長のご答弁でしたけれども、やはりこういういじめがあったときに、こういうことがあるんですよということを父兄に知っていただくことによって、そして子供も親にも相談しやすくなるし、学校にも相談しやすくなると思うんですよ。ですから、ぜひ父兄の皆様にもそういうことを周知していただいて、そして本当にいじめに遭ったらやっぱり救済、まず本当にそのいじめられた子供、命を落とすようなことのないような手だてをしていただければよろしいかと思っております。

実際、私現在はお母さんになっている2人の方からいじめについてお話しされたことがあるんですけども、1人の方は、とにかく小学校のときにすごく仲がいいグループで仲よかったんですけども、突然中学校になったらその仲よしのグループからいじめに遭った。そして、そのいじめに遭ったんですけども、何とか家族と相談して、学校に行って担任に話したんですけども、担任は何もしてくれなかったということで、精神的にショックを受けてしまいまして、そして何とか中学校卒業して、高校にも行ったんですけども、またそのお友達も何人かいることによって高校も本当に何とか卒業したという、本当につまらなかったという、そういう方もおります。現在、もう30代になっているんですけども、学校のときのいじめのショック、精神的なことからいまだに立ち直れなくっているんです。

そういうこともありますし、もう一人の人は、中学校になっていじめがあったんで

すけれども、中学校我慢しました。そして、私は高校は全然知らない、同級生のいない学校に進学するというので、そのときには父兄と先生と本人も一緒になって、そしてそういうお友達が行けない学校を選んで、そして高校に入って自分らしい高校生活を送った。でも、やっぱり2人の話を聞くと、同級会があるときは行きたくない、そういうふうにお話しされています。

ですから、本当にそういう成長期に心に負った傷というのは、一生これ私にとれないんじゃないかなと思っております。そういうことがなく、楽しく、そして学校生活が送れるような取り組みをぜひお願いしたいと思います。以上、今30代になっているお母さんたちから話を聞いたときは、本当に私も胸が痛くなりました。ぜひこういうことが何度も何度も繰り返して起こることのないように、ぜひ学校のほうでも、父兄も当然気にしているわけですがけれども、学校のほうでも本当に小さなサインを見逃すことなく、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。もう一度教育長、最後をお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

議員のご質問にお答えしたいと思います。

今話を聞いておまして、私自身もやはり長い間教諭やりまして、そういうような思いもございました。また、大和町の教育委員会に参りました中で、やはり保護者からの連絡のほうが多いという場合もあるんですね。学校がそれを知らなかったというのがあります。そのときはすぐに連絡はするんですけども、これからは本当にアンテナを高く、それ以上に学校へ保護者、子供がすぐに口が開けるという環境をつくってまいりますので、何かあればまたご指摘のほうをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

ぜひ相談しやすい環境づくりに取り組んでいただきたいと思います。

続いて、2件目の質問を行います。

総合運動公園の拡張と整備について質問を行います。

総合運動公園多目的広場は、野球、ソフトボール、グラウンドゴルフなど多くの団体が利用しております。特にスポーツ少年団は、野球、ソフトボールなど、町内外との交流試合が多く、レベルの向上と健全育成に取り組み、開催されております。

しかし、どの大会も、開会式後は会場を分散して試合を行っているのが現状で、本来の交流目的が果たされていないように感じております。数多くの交流試合が開催される中、会場を分散することなく1カ所で試合ができるよう、運動公園多目的広場の拡張が必要ではないかと感じております。

さらに、拡張することで、災害時の避難場所としての利用も考えられると思います。また、近年は体力づくり、健康維持を兼ねてグラウンドゴルフやニュースポーツなどを生涯のスポーツとして大会を楽しむ方が多くなっております。

しかし、いつも言われることは、コートの状態が悪いことです。今後進む高齢化社会をいつまでもお元気で生活していただくことは、まちづくりにとって大事なことであり、スポーツや趣味を通して健康維持をしていくための手段としてコートの整備も必要と思います。多目的広場の拡張とコートの整備について町長の所見をお伺いいたします。

議長（大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

おはようございます。

それでは、ただいまのご質問についてお答えをします。

大和町総合運動公園は、平成2年より総合体育館の整備に着手いたしまして、平成4年9月に総合体育館が完成しており、その後、第2期の整備施設としまして陸上競技、テニスコートとともに多目的広場が平成11年度より利用できるようになりました。多目的広場の利用につきましては、スポーツ少年団の各種野球大会や町民球技大会等のソフトボール競技のほか、グラウンドゴルフ大会、消防団の夏季演習会場等、さまざまな利用がなされておるところでございます。

また、スポーツ少年団の野球交流大会では、多目的広場のほか、ダイナヒルズ野球場や各地区の教育ふれあいセンター、小学校グラウンドなども使用し、本町各地区の

運動施設を有効に活用しながら、多くのチームが参加し、活発な交流が図られております。昨年度の総合運営公園の利用者数は、累計で7万8,000人を超えておりますが、その中で多目的施設利用者は9,000人を上回る利用人数となっております。

議員の1カ所で試合ができるよう拡張工事をしてはどうかとのご提案につきましては、多目的広場としての利用種目を考え、現に利用されている規模の中で必要とされる補修等を行いながら、多くの方々に安全に利用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

また、多目的広場の利用頻度が高いスポーツ少年団からのご要望もありまして、整備当初、野球のできる面を2面としておりましたが、今では3面として活用していただいている状況でもあります。そのおかげもあり、8ないし9チーム程度の大会におきましては多目的広場のみで行っており、交流が図られているものでございます。

さらに、ニュースポーツにつきましては、バレーボール型やゴルフ型など、大別して5種類の形とその他の形があり、全部で30種類を超えと言われておりますが、これらのニュースポーツの需要に合わせて、利用者からのご意見などを伺いながら対応させていただきたいというふうに考えております。

総合運動公園につきましては、当面現在保有の数と規模においてさらなる有効利用に努めることとし、あわせて必要な補修等を加えながら、スポーツでの交流が図られるように努めてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

17番（堀籠日出子君）

運動公園につきましては、必要に合わせて補修を行っていくということで、そういう取り組みの考えがあることを知りまして、このことにつきましてはいいんですけども、この多目的広場、野球の面ですけれども、当初は2面で、それから今は3面として活用しているという状況でありまして、8チーム、9チームの程度だったら1カ所で行えるということで、これは本当に1カ所だったら交流試合が図られるのかなと思っております。

それで、先日吉田スポーツ少年団の交流大会が開催されました。参加チームは34チームでありまして、開会式終了後、開会式は吉田のふれあいセンターで行ったんですけれども、その開会式終了後は宮床レクリエーション広場、それから鶴巢、落合、吉

田のふれあいセンター、それから運動公園多目的広場で5会場に分散して行われました。これは吉田スポーツ少年団だけの交流大会ではなくて、ほとんどのスポーツ少年団の交流大会は大体約40チーム前後で試合が行われていると思っております。ですから、開会式が終わると、保護者からは1カ所で試合ができるといいんだけどもねという話とか要望が多く出ております。

それで、これは第3回東北小学生女子野球交流大会の開催要項ということで、11月に大和町を会場として東北六県10チーム前後が参加の予定でありまして、トータルするともう100人近い子供さんたちが集合しての大きな試合になると思っております。岩手県沿岸被災地の女子選手の支援を行うことが目的として開催されるわけなんですけれども、やはりこの近隣にはそんなに大きな会場はないものですから、やっぱりこういう試合というのはこれからどんどん、どんどんふえてくると思うんです。そんなときに、やはり多目的広場の拡張をすることによって、こういうこともどんどん受けられますし、受け入れても分散することなく1カ所で交流試合ができると思いますので、この拡張についてもう少しお尋ねしたいと思います。

さらには、近年発生しております自然災害の対応として避難場所、それにまた救援部隊やボランティアのキャンプ地などとしても利用できると思いますので、このことについてももう一度町長にお伺いいたします。

議長 長（大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

多目的広場の拡張ということでございました。近年といいますか、スポ少の大会、非常に大きな大会が多くなっているというふうに思っております。今お話のありました吉田が34チーム、これで5カ所でやるということでございます。34チームぐらいになりますと、5カ所というと10面ぐらい要るんですかね、面数がね。ということになりますと、とんでもない広さということになります。どうしてもそういったものを1カ所でやるというのはなかなか難しいのが現状だというふうに思います。

したがって、できるだけ近場でといいますか、効率よくといいますか、そういった中でやるということの工夫はこれからもやっていかないと。1カ所でやるということにつきましては、なかなかどういうレベル、規模でやればいいのか、そういうこともあると思いますので、そういったものについて、やっぱり大和町内の施設だけではなく

て、隣の施設もあるということもありましょうし、そういったことでいろいろ工夫をしてやっていくということは、これからも必要なのではないかというふうに思っています。

あと避難場所ということでございますけれども、確かに3・11の際にも自衛隊の方々にあそこを避難場所というよりも救援場所に使っていただきました。避難場所として大和町の住民があそこにいればもちろん自衛隊の方は来られなかったということにもなりますし、そういったことはあろうかというふうに思いますが、町の避難場所としては一応それぞれの地区、場所に設定してありまして、そういった中で総合運動公園につきましても、そういった一定の役割を今やっているところでございます。避難場所を新たにふやすという意味合いというのは今のところ余り、現在のところその内容を充実するということが重要ではないかというふうに思っております。

そういうことでございますので、拡張して大きくするといいますが、広くつくるといことは、もちろん便利に使えるというふうには思いますが、やはり費用対効果なり、または利用の仕方なり、そういったこともやっていただきながら、多目的広場としての利活用ということを考えていかなければいけないというふうに思っております。

もちろんコンディションが悪いとか、そういったものにつきましては、危険がある場合とか、そういったものにつきましては、速やかな改修なりをやって安全なそういったものは確保してまいりますけれども、その広さを大きくするとかというのにつきましては、なかなかあの場所は、本来はもっと大きな計画があったんだというふうに聞いております、野球場とかですね。そういった時代もあったということでございますが、現在は一つの1期工事といいますが、そういった段階で終わっておりますので、現在の状況につきましては、あの状況で、さっきも言いました安全性とかの確保をしながら、皆様のご協力をいただきながら利用ができればというふうに思っております。

議長（大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

17番（堀籠日出子君）

総合運動公園は、本当に総合体育館、それから陸上競技場、テニスコート、そして多目的広場、さらに宮城県の自転車競技場など、多くの大会が開かれる会場としては

本当に近隣にはない施設だと思っております。今後さまざまな形でもしそういう総合運動公園の整備の必要性が出てきた場合は、やはり多目的広場の、そんなに莫大な広さでなくても、やっぱり多目的広場の拡張も視野に入れていただきながら、そういう整備する何かが出てきたときに、そういうことも考えていただきながら取り組んでいただければいいのかなと思います。そういうことをご期待申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議長（大須賀 啓君）

以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。

続きまして、1番今野善行君。

1番（今野善行君）

おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目でありますが、子育て支援を踏まえた定住促進住宅の具体化をということで取り上げさせていただきました。

この課題につきましては、町村合併前の旧町村地域の少子高齢化の急激な進展が顕在化してきたと、それから小学校での複式学級化、ひいては小学校の統廃合、あるいは地域コミュニティの活力低下、伝統文化の継承など、地域全体が衰退していくのではと、そういった多くの地域住民が懸念を抱いている現状にあるかと思っております。

こういった現状を踏まえて、平成21年9月定例会以来5回の定例会において、これらの地域における少子化対策、過疎化対策、人口増対策、地域の活性化対策、そういったような視点から子育て支援住宅とか、定住促進住宅の建設など諸対策の提言がなされたところでございます。

このことについては、私たまたま広報委員会のほうに所属しているわけですが、その中でも「なじよなった」の問題ということで、取り上げたんでありますが、そこに載った関係もありまして、今回取り上げたわけですが、その経過を見ますと、平成21年9月、12月の定例会で平渡議員さん、それから平成22年9月には堀籠副議長さん、平成24年6月と25年3月の定例会では浅野議員というふうに、都合5回この一般質問で取り上げられてきたところでございます。

経過で大変恐縮なんですけれども、これまでの町長のご答弁の中では、旧町

村地区での人口流出抑制、それから新住民の定住化促進が基本だという考え方で、職住環境の整備という観点から、企業誘致に積極的に取り組んできたということ、それから旧町村地域の少子高齢化による人口減少の歯どめ対策、子育て支援住宅の整備、これは重要な施策の一つであるという認識を持っておられたということで、研究調査を進めているとかということがこれまでのご答弁の内容かなというふうに思っております。

昨日の町長のご挨拶の中で、定住促進住宅の整備事業に着手する旨のお話もあったわけでありますが、やや私としては腰折れの感がするわけでありますが、今回ちょっとこれまでの議論を検証させていただいて、その意義を踏まえた上で以下3点についてご質問をお伺いしたいと思います。

1つは、これまでの調査・研究の取りまとめの状況と考えられる課題と対応について。

それから、2点目でありますが、その実現に向けた手法・手段、どのような方法で進められるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、3点目ですが、今後の具体的な進め方、内容等、ある程度お考えがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、まず子育て支援を踏まえた定住促進住宅の具体化についてということでございます。

本年3月の一般質問で浅野議員からですか、ご質問いただきました。制度の研究等具体化に向けて検討する旨の回答を行ったところでございます。本町の人口減少地域、大和町の吉岡地区、もみじヶ丘地区、杜の丘地区を除いた地区は少子高齢化が進み、全国の自治体と同様に大きな課題となっております。

また、各自治体におきましては、それぞれの定住化対策を展開しておりまして、その内容も多岐にわたっております。本町の少子高齢化対策の有効な歯どめ対策として一定の効果が得られるようにこれまでも検討を行ってまいりました。

今回、定住促進団地を旧吉田児童館跡地に計画するものでございまして、今議会開会の中の全員協議会でそのスキームについてご説明を申し上げ、実施設計費用につい

て予算措置を予定しております。また、吉田地区以外の人口減少地域への計画でございますけれども、このまず吉田地区の定住状況、こういったものを見ながら次の地区への展開を図りたいと考えております。

まず、1点目でございますけれども、色麻町の子育て支援住宅でありますやまびこ住宅と定住促進団地について、職員の方のご説明を受けながら現地で研修を行いました。やまびこ住宅につきましては、平成22年度から供用開始がされまして、現在4棟30世帯が入居しておるところでございます。子供の数がふえまして、人口減少の歯どめに寄与しているというふうになっております。この住宅は、町の中心部に位置しまして、立地条件がよく入居率100%でございます。

もう一つの定住促進団地ですが、町の中心部から西へ4キロの場所に位置しております。町営住宅跡地を6区画の土地に分け、無料貸付後無料譲渡するもので、既に4世帯が定住しており、残り2区画も貸付契約が完了しました。建設予定となっておりますが、募集開始からすべての区画の貸付完了までは3年を要したとのことでございます。

定住化のための手法につきましては、さまざまな制度が考えられますが、大きく分類いたしますと、1番目、宅地の分譲、2番目に住宅取得への助成、そして3番目、3つ目としまして公営住宅の活用の3つの方法となりまして、本町が導入した場合の検討を行ってまいりましたが、町が公営住宅を建設し、入居者を募集することにつきましては、民間事業者等を圧迫することが考えられますことから、避けるべきであると考えておりまして、宅地の分譲や住宅取得への助成を基本に制度を組み立ててまいりたいと考えております。

こういったことから、実現に向けた手法、手段及び今後のスケジュールでございますが、今議会、9月議会におきまして、先ほど申しましたけれども、設計費等必要経費を計上しておりまして、議決をちょうだいできれば年度内には設計を完了させまして、平成26年度に宅地造成を行って募集を開始したいと考えております。

人口減少地域への定住人口を確保するためには、他地域から移住する方にとって魅力ある地域でなければならぬわけございまして、転入者を受け入れる地域の体制と地域コミュニティーの醸成が必要でもあります。推進のために地域と一体となった事業を展開してまいりたいと、このように考えております。以上です。

議長（大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 (今野善行君)

それでは、まず今町長のご答弁の内容についてちょっと確認といたしますが、お伺いをさせていただきたいなと思います。

一つは、吉田地区以外の人口減少地域の計画ということですが、これは吉田地区のほうの状況を見ながら、次の地区へ展開を図りたいという考えを持っておられるようですが、これもそれぞれの地区同じような環境にあるわけですが、この取り組みの展開の方向、どんなスパンで考えられているのか、それについてまず1点お伺いしたいと思います。

それから、2点目は、その制度の方法といたしますが、この関係であります、宅地の分譲とか、住宅取得への助成を基本に制度設計を組み立てるという考えのようですが、この宅地の分譲ということは、もともと町有地ということになるわけですが、この町有地の譲渡という解釈でいいのかどうか、この辺ちょっと2点目お伺いしたいというふうに思います。

分譲ということであれば、それはその住まわれる方が取得するというで、そこにそれこそ定住ということになって、本来の目的につながるんだろうというふうに思いますが、ただ、今のような社会の中で、またそこに住んだ人が、またその方々だけが残るといふふうになってしまうと、またある意味高齢化の循環になってしまわないかなという気もするわけがあります。そういう意味で、この分譲の部分についてのお考えをまずお伺いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいまのご質問でございますが、先ほど吉田地区を第1スタート地点ということというお話を申し上げました。そのほかにつきましては、当然落合、鶴巣、そういったところを対象にというふうに考えておりますが、どういったスパンでということでございますけれども、まず吉田のやり方につきまして、今回今お話ししたとおり、宅地の分譲という形で考えております。その方法でやった場合にどういった求められ方があるのかということですね。あとそういった課題も出てくるかというふうに思いますので、まずどのぐらいで、さばけると言ったら言葉悪いですが、皆さんが

来てくれるか、そういったこともあろうかというふうに思います。

そういったことも見ながらですので、1年区切りとか2年区切りとかということではなくて、その状況を見ながら、場合によっては制度の見直しをしながらという考え方をやっていかなければいけないかなというふうに思っております。

それから、分譲かということでございますが、基本的には分譲を譲る、買っていただくなりという形で考えております。仮住まいですと、やっぱり逆にまた出ていかれるということもあるわけですので、やっぱり定住ということが大事だと思っております。将来的に言えば、またその方が高齢になった場合にというご心配の話だというふうに思いますが、確かにそれはあろうかと思いますが、その都度、しょっちゅう出入りがあるということになりますと、安定的な住民の確保になってこないというふうな考えの中から、今回の場合には分譲をして、お譲りをしてという考え方をしているところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

考え方は理解をさせていただきました。（1）、1つ目の質問の関係であります、これまでの議論の中で、他地区等も含めて市街化調整区域の問題があるということもいろいろご答弁の中にあつたわけでありまして、その市街化調整区域の対応の関係と現状、例えば今の吉田地区の部分については住宅地なので、宅地というところだと思いますので、問題がないんだろうというふうに思いますが、そういう市街化調整区域への対応の仕方等について、今後の展開も含めてどういうふうにお考えかお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在考えておりますのは、調整区域ということではなくて、白地区といいますか、そういったところについてのこういった計画を持っていきたいというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

私の知る範囲であります、この市街化調整区域でこういう住宅を建てようとする、問題になりそうな地区が鶴巣地区かなと。あと宮床の中では小野地区の部分がこの調整区域の中ではそういう縛りがあって、簡単に宅地造成等といいますか、それが難しいのかなというふうに思っているわけでありまして、いずれそういう課題もあるとすると、多分町長も把握されていると思うんであります、これらの地区の人口構成といいますか、今後の状況を見ますと、それぞれ同じような状況なんですよ。そういう意味では、冒頭で申し上げたこの小学校の学級の複式化問題とか、そういうのにいずれつながっていくと。

町長は、前に小学校については、今の体系で残して地域の核となるような場所として存続していくんだというお考え持っておられますので、そういうことも含めると、やっぱりそういうところも同時並行的にといいまして、やっぱり将来見据えてそこも検討していく必要があるのかなというふうに思うんであります、そういった関係で市街化調整区域の課題も残ってくるのではないかなというふうに思うんであります、その辺どういうふうにお考えでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

調整区域になりますと、お話のとおりいろいろな課題といいますか、そういったものが出てくる状況でございます。ですから、基本的な考え方としまして、調整区域ではなく白地地区という形での考え方を考えて進めていると申し上げました。その中で、小学校の問題とか別の課題として出てくるということでございますが、当然そういった全体的なことの中で出てくる課題でございますので、この住宅団地をどこに置くかというだけの問題ではなくての話になってくると思います。住宅地につきましては、まずそういった住民の方に来ていただくということ、そして、そこで子供さんを育てていただくという前提はもちろんあるわけでございまして、その場所につきましても、

今旧地区、それぞれにと申し上げておりますが、基本的には町有地を考えております。

ただ、町有地だけではなかなか難しければ、違った場所も考えるということで、その土地の選択もまだここ、ここと限定しているわけではございませんので、そういったことも含めながら、今後進めてまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

地域コミュニティーをやっぱり大事にしてそういった地域づくりをするためには、やっぱりそういった部分も含めて地域の活性化につなげていくということも大事かというふうに思いますので、これらも継続的に検討・研究されて、少しでも早く実現していただければというふうに思います。

それから、2点目として、実現に向けた手段・手法についてということですが、これはいろいろ調査された中にもあるわけでありましたが、いわゆる民間活力を活用した手法とかいろいろあるわけでありまして、PFI方式とか、あるいはPPP方式ということで、やり方はいろいろあると思うんですが、この辺の進め方として、具体的な手段・方法、それから、入居、譲渡する対象者、あるいは住宅取得する転入されてくる方の選択といいますが、要するに条件ですね、その辺はどういうふうに考えられているのかお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

冒頭の答えの中に、町としまして土地の譲渡、または建てる場合にはお手伝いという形で考えているというふうに申し上げました。そして、いわゆるアパート形式といいますが、そういったことにつきましては、今回は対象としては別にそちらではない取り組みをすると申し上げたところでございます。今PFIなりPPPなり、そういう話がございましたけれども、そういった場合につきましては、建物を建ててもらって、そしてその中で長期的な契約の中で効率よく運営するという手法だというふうに思います。

したがって、そうなりますと、アパート形式といいますか、そういう形になってまいりますので、基本的にはそういった考えは今回は持たなかったところでございます。その理由といたしましては、先ほども申しましたとおり、アパート形式になりますと、家賃の補償といいますか、家賃を安価にするとか、そういった形でのお手伝いになってくるところでございます。

そうしますと、大和町にはそういったアパート経営をやっている方がまた民間でおいででございますので、そういった中での取り組みにつきましては、そういった民間企業さんと競合する、そういったことが出てくるということで避けたほうがいいという判断、それからいろいろな場所、例えば色麻町の話先ほどしましたけれども、アパートがある場所というのは、やはりいろんな意味で町の中心部、そういったところが多いようでございます。

そして、かなりグレードの高い施設にされておられるようございまして、そういったいろいろなもろもろの条件がある中でやっておられました。このやり方ですと、ちょっと大和町には合わないという判断をいたしました。それでアパート、そういった賃貸は今回大和町としてそういうやり方ではなくて、譲渡方針をとったということでございます。

そして、やっぱり町外から来てもらうという考え方が基本でございますので、そういったことも含めて総合的に判断した結果、先ほどの言った方法ということで取り組もうというので、今回第1回目としてはその取り組み方を選択したところでございます。

議長（大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番（今野善行君）

そういうPFI方式ですと、どうしても今町長がおっしゃられたような形にならざるを得ないだろうというふうに思いますが、いずれ先ほど町長がおっしゃった場所的にはそういう白地とか、そういう地区に限られてくると。もちろん町有地を有効に活用するのが一つだろうと思えますし、それから、民地でそういうところあった場合には町が買い上げてそれをある程度造成といいますか、そういうようなことをして、またそれを分譲、あるいは住宅取得の土地として提供するというような考え方でもよいんじゃないでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
基本的には町有地ということになるかと思えます。それと、これからやっていくに当たって、そういった場所として適切な有効に使える場所ということになってくると思えます。それが民地になるかどうかというのはちょっとわかりませんが、そういった有効に活用すべき土地というふうにご理解いただければと。そして、せっかく来てもらうわけですから、そういったことで、来た方に喜んでいただける場所というふうに基本的に考えております。

議 長 （大須賀 啓君）
今野善行君。

1 番 （今野善行君）
いろんなやり方等があるかと思うんですが、いずれこういう人口減少の対策がある意味喫緊の課題ということになれば、そういったことも含めて、例えばさっき私申し上げたようなそういう白地地区、あるいは不在地主みたいな方がいれば、そういうところをやっぱりある程度先を見据えて把握して、そして将来のそういう設計の中に入れていくようなことも必要ではないのかなというふうに思います。

基本的にといいまして、一つはそういう地域コミュニティーをベースにして小学校学区を残していくという考え方からすると、ある程度例えば通学するのにせいぜい一、二キロで歩いて通えるような範囲なのかなという気もしますので、そういった範囲に今申し上げたそういう白地、遊休のような民地等、やっぱりある程度調査しておく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺の対応についてちょっとお伺いします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話のとおり、そういつて分譲する場所につきましては、やっぱり生活をするわけですから、求められる方々が何を求めるかということが大切だというふうに思っております。やっぱり学校が近いとか、あとは買い物する場所の問題とか、そういったことがあるかと思しますので、そういったことを考慮した中で考えていかなければいけないというふうに思います。

議長 長（大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番（今野善行君）

ぜひそういった部分を調査して、将来に向けた布石を敷いてしていただければいいのかなというふうに思います。

それから、最後に今後の進め方ということですが、これについてはいろいろ今お話しあったとおりかと思えます。どういう進め方をしていくのかということと、それから、定住していただく方のどういう人を選んでもらえるといいですか、あるいはこっちで来ていただく方を選んでいく、そういう進め方の問題があるかと思うんですが、これからちょっと私1つの提案として申し上げたいなと思うんですが、1つは、先ほど空き家条例の問題もあったわけでありましてけれども、昨日。この空き家を活用した定住化対策ということで、例えば空き家バンクみたいなものをつくって、そこに登録していただくと。そこを分譲とか、あるいは貸し付けてそこに住んでいただくというふうな方法も1つあるのではないかなというふうに思います。

そういう意味でも、そういう空き家、空き地、そういったところの実態調査も必要になってくるのではないかなというふうに思しますので、そういうところに住んでももらえるような対策もひとつご検討いただければいいのかなというふうに思います。

それから、もう一点は、住宅取得に対する助成ということも考えられているわけですが、この助成制度の中で、今言われているエコハウスといいますか、例えば太陽光発電とか、あともう一つは町産、ないしは県産の木材を使った住宅、使用によるそういう助成、これはみやぎ環境税の中でもそういう制度があるのかなと思しますので、それを活用して地域材のそういう活用を図ることによって、地域の経済の活性化にもつながるのかなと思えます。そういったことも入れていくことによって、ある意味PRするときに、ここの住宅はこういうものでつくられているとか、そういうことが一つの特徴ある住宅になって、ほかと同じようなことよりも、ここのほうが住み

やすいか、あるいはエコ的な住宅だなとか、いろんなそういう感覚を持って選択されるということもあるかというふうに思いますので、ぜひその点も今後進める上でご検討いただきたいというふうに思います。

それから、もう一点は、ドイツなんかでクラインガルテンという農園つき滞在型住宅なんですね、クラインガルテンというのは。そういう方法もあって、さっき申し上げたような、多分農家住宅が空き家になっているようなところについては農園つきの住宅として分譲とか賃貸とか、そういう希望をする人も結構今多く見られるんですね。そういうことも含めて今後検討していただければというふうにと思いますが、当面そういった地域の、それこそ7割以上の山を抱えている本町でありますし、そういう木材を活用するというのも一つの課題でありますし、森林を守る、あるいはつくっていくという意味からも、ぜひこういうことも含めて総合的な観点から取り組んでいくことによって、地域の活性化だけでなく地域経済への活性化にもつながるのではないかなというふうに思いますので、検討いただきたいというふうにと思いますが、町長はどのようなふうにお考えかお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、空き家関係ですかね、これにつきましては、よく課題となっております、以前も町内ではございますけれども、空き家関係を調べて貸す気持ちがありますとか、そういった調査もしたことがございます。そういった中で、いろいろ家主さんの意向もあるようでございまして、そういう難しさもあるんですけれども、そういった方がおいでであれば中に入ってご紹介するとか、そういったことはこれまでも何かやっているところもありまして、そういったことはこれからもやっていきたいというふうに思います。

それから、住宅取得助成につきましては、今お話のとおり、いろいろなことがあるというふうに思っております。県産材使うとか、町産材、あとそのエコハウスというところもありますので、それにつきましては、そういった条件、そういった補助率によつてのそういったものはこれから検討してまいります、今お話のようなことは考慮しながらやっていきたいというふうに思っております。

あとはお願いしなきゃならないのは、地域とのコミュニティーということが一番大

切だと思しますので、地域のコミュニティーと一緒に参加できるという、してもらおうといいますが、そういったことが大きな目的、大事な部分になると思しますので、そういったことも加えながら、内容につきましては今後詰めてまいります、今お話しいただきましたようなことも含めているいろいろ考えてまいりたいというふうに思います。

議 長（大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番（今野善行君）

ぜひ今のご答弁の内容で進めていただければいいかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、以上で1点目の質問を終わらして、2点目に入らせていただきたいと思ひます。

議 長（大須賀 啓君）

暫時休憩したいと思ひます。

休憩時間は10分間とします。

午前11時06分 休 憩

午前11時17分 再 開

議 長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

今野善行君。

1 番（今野善行君）

それでは、2点目の質問に入らせていただきたいと思ひます。

住民の健康診断にA I C Sの導入をとということでございます。

各種健康診断の受診率については、さきの定例会等においても指摘を受け、その向上対策が問われているわけでありますが、病気を防ぐには何よりも予防が第一というふうに言われているわけでありますが、一方で、死亡の原因で最も多いのががんとい

うことであります。死亡原因の第1位を占めているのががんということで、宮城県でも同様でありますし、本町の状況を見てもがんによる死亡率が第1位を占めております。

昨年9月の定例会において、堀籠議員が切実な思いで取り上げられました。そのときは効果がまだ実証されていないといったような理由で消極的なご答弁だったかというふうに思います。今回私この問題を取り上げたのは、やっぱり身近に若くしてがんを患い、生命を落としたという方が続いたということもあります。この方々のみならず、早期発見・早期予防で失わなくてもよかったその生命でなかったのかなというふうに思います。そういう意味で、予防の重要性といいますか、それが非常に重要なことというふうに思っているところであります。

このがん検診に5ccの血液で数種類のがんのリスクが発見できるというこのA I C S、アミノ・インデックス・がんリスク・スクリーニングという検査の方法がありますが、これを住民の健康診断の項目に導入するお考えはないかどうか、これ第1点目お伺いしたいと思います。

それから、この検査は、現在のところ保険の適用がないということですので、一定の年齢、一定の補助を行って受診を促していくということについて、以上2点についてお伺いしたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、住民の健康診断にこのアミノ・インデックス・がんリスク・スクリーニング・A I C Sの導入についてのご質問でございました。

住民の健康診断の項目にA I C S検査を導入する考え方はないか、この検査の保険の適用ができないので、一定の年齢と一定の補助を行い受診を促してはどうかにつきまして、関連しておりますので、一括してお答えをしたいと思います。

本町におきますがん予防対策につきましては、国が定めるがん対策基本方針に基づきまして、生活習慣の改善の普及を図り、がんの早期発見を目指したがん検診体制の充実と啓発に努めておるところでございます。

がん検診の推進として、がん検診推進事業、子宮がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、この事業としまして5歳刻みの対象者に検診手帳や無料クーポン券及び受診案

内を送付しまして、がん検診の受診促進とがんの早期発見及び健康意識の普及・啓発を図っているところでございます。

さらに、喫煙、食生活、運動、その他の生活習慣が健康に及ぼす影響とがんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、定期的にごがん検診を受診することが最も効果的ながん予防対策ではないかと考えるところでございます。

また、検診受診率の向上には、地域住民への啓発が最も重要と考えておりまして、各行政区の保健推進員の方々に検診受診促進のご尽力をいただいております。

住民の健康診断にA I C Sの導入と一定の補助を行い、受診を促してはどうかというご提案でございますけれども、A I C Sは、血液中の約20種類のアミノ酸濃度を測定し、アミノ酸濃度のバランスの違いを解析することでがん罹患しているリスクを予測する検査、がんか否かを判断するものではなくて、リスクを予測する検査でありまして、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、乳がん、婦人科がんの6種類が対象となっております。

検査の特徴といたしましては、お話にありましたけれども、1度の5 ccの血液検査で複数のがんを同時に検査ができるということ、対象者につきましては、25歳から90歳の日本人、妊娠をされている方を除くそうでございますが、を対象とされているところでございます。

現在、人間ドッグや健康診断など採血を行う機会と同時に検査をすることができ、導入する医療機関もできてきているところでございます。各市町村が行うがん検診は、適切な方法及び制度管理のもとで実施することが不可欠でありまして、本町におきましても、国で示しています各種がん検診のための事業評価チェックリストの検診項目を医師会及び検診実施機関等と確認を行いながら、がん検診の実施をしているところでございます。

A I C Sにつきましては、これから効力や安全性に関するデータが集約され、有効性について、今後臨床研修等を通じてさまざまな活用方法が創出されていくものと期待をしているところでございまして、住民健康診断への導入及び一定の補助につきましては、これからの国の動向、そういったものを見守ってまいりたいというふうを考えております。以上です。

議長（大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 (今野善行君)

この健康診断については前の定例会のときにもお話しあったわけでありましたが、ただいまの町長のご答弁にもあったわけでありましたが、まだその有用性が明確でないというようなことで、当面は難しいというご答弁かというふうに思います。要するに今現在、このA I C Sでは胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、乳がん、子宮がん、卵巣がんということで、子宮がんと卵巣がんと一緒になんですかね、6種類というふうに行われているということですが、先ほど町長のご答弁の中にあつた臨床例が少ないということでもありますけれども、実際これを導入してその成果を上げているという実例もあるようでございます。

これはきのうもあつたんですが、鳥取県の南部町というところでもあります。ここでは教育の日条例もつくつたというような話でありましたけれども、ここでは住民健診にこのA I C Sを導入しているということでもあります。これは新聞の報道で、私が見聞きしたわけでないんですが、この新聞報道によりますと、これまで1,500人の受診者の中で約10%の方の症例の発見につなげたということでございますので、これ1,500人のうち150人ががんに結びついているというような結果が出たということでもありますので、ある意味極めて有用な症例になるのではないかなというふうに思います。

恐らく鳥取県自体も、この健診に対してそういう助成制度をとられているのではないかなというふうに思うんですが、新聞では県と町で助成をして、本人の負担は1,000円で受診できるというふうな中身でありました。この町は1万5,000人ぐらいの人口のところでもありますので、それほど大きな町ではないのでありますが、先ほど私申し上げたように、がんにかかりやすいのが40代から60代前後なんですね。今の時代、やっぱり60代前後までは働き盛りで、ある意味非常に貴重な人材であります。いろんなデータを見ますと、がんで亡くなる方は、早く亡くなる方って意外とその年代が多くて、それを過ぎていきますと、心疾患とか脳疾患とか、そういうことで亡くなる方が次の死因になっているようであります。

そういう意味で、冒頭申し上げたような予防という観点から早期の発見に、今申し上げたような事例から言いますと、非常に有効なことかなと。本町においても、先ほど町長のご答弁にもありましたように、それこそ食生活とか、いろんな運動の取り組みとか、健康についてのいろいろな取り組みをされているわけでありましたが、ある意味たった5 ccの血液でそのぐらいのがんの発見ができていくということは、非常に今

後の医療費の抑制といいますが、それにもつながることではないかなというふうに思います。

2つ目とちょっと重複しますが、大体2万円弱ですが、健診料といいますが、検査料が2万円弱ぐらいかかるようではありますが、健康保険が適用できないので、あるいは国でもまだそこまでいってないので、そういった制度もないんだろうというふうに思いますが、国でもこういう事例をもとにやっぱり考えていかなければならないというような検討はされているようでございますので、この辺も本当に今の死亡率の状況から見たら、いち早く取り組んで予防対策をとられる、これは本当に本町にとっても住民の健康寿命といいますが、これを延ばしていく上でも非常に大切なことかなというふうに思うんでありますが、この点について町長のお考えをお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お答えしたいと思います。A I C Sというものにつきまして、今お話のとおり国のほうでも研究が進んでいるということ、また各医療機関でも取り組んでいるところもあるというふうに伺っております。このことにつきましては、先ほども申しましたが、がんに対しての5ccで検査ができるということの利便性、そういうこともありますけれども、このがんの判定をするものではないというふうにも聞いているんですね。リスクを判定するという、非常に難しい判断もあるんだというふうに思っております。

外国の女優さんで乳がんというリスクがあって、乳房を切り落としたというような、ありまして、話題にもなりました。将来的にそういった可能性があるという、何%であるのかちょっとわかりませんが、そういった判断なんだろうかというふうに思います。そういった場合に、そのリストが出た場合に、さあ誰がどういう判断をするんだという次の判断をすることもなかなか難しい判断があるのかなというふうに思っております。それは医療機関でやればよいということかもしれませんが、そういった部分についての研究が今急速に進んでいるんだというふうに思っております。

将来的にこれがそういった有効な検査になるのかもしれませんが、そういう状況で今途上といいますが、そういう部分もあろうというふうに思いますので、そういった

中で、町としてこれをやって取り組んでいいですよとっていい判断ができるのかどうか。要するに、先ほど申しましたけれども、がん検診等でもある程度こういったものは効果的であるというお墨つきといたしますか、そういったものがあって初めて我々皆さんにこれを受けてくださいとお願いするわけですから、そういった判断基準は我々も必要だというふうに思っております。

議員おっしゃるとおり、そういった形で新しい方法で予防ということについては非常に有効な方法というふうに期待はされている方法というふうには思っておりますけれども、そういう状況でございますので、現段階、我々なかなか判断するのは難しいところがございます。

また、今度医療機関等にもそういったこれらのことについて、医療機関のそれぞれの考え方もいろいろ聞いてみるといいますか、必要というふうに思っております。今後このことにつきましては、そういった補助等に取り組むという前段として、そういった検査の内容なり、それをどういった活用といたしますか、結果をどういった利用をして効果的に運用できるのか、そういったことも国もやっておりますけれども、町でもいろいろ勉強、研究していきたいというふうに思います。

議長（大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番（今野善行君）

今町長おっしゃられた事情であります、まず助成、例えばステップの踏み方として、助成のほうは別としまして、まず身近な黒川病院にそういう検査法を導入してもらような働きかけをしていただく。こういうことを黒川病院でもやっていますよということになれば、やっぱり受診される方も、あるいは自分の身銭、自分で検査料を払って受診する方もいるかと思えます。県内では今当初塩竈病院とかが一番早かったみたいですが、8つぐらいの病院が検査を導入しているというふうなところが出てきたということでもあります。

そういう意味で、このA I C Sに対する関心も高まってきているのかなというふうに思いますし、身近な黒川病院でそういうことが出てくれば、そういう検査が導入されれば、また受診者もふえてきて症例もふえていくということになるのではないかなというふうに思いますので、そういう点から黒川病院のほうにひとつ働きかけをしていただいて、ぜひ導入のほうされるようお願いしたいなというふうに思いますが、

その点についてどういうふうにお考えでしょうか。

議長 長（大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 長（浅野 元君）
黒川病院につきましては、導入を働きかけるというよりも、導入についてどのように検討しているかということの確認と、またそのメリット、デメリット、そういったことも確認をしたいというふうに思います。そして、黒川病院として取り組むということであれば、それはもちろん導入してもらいますし、導入してくださいという言い方もありますけれども、そういった、当然いろいろ研究をされているというふうに思いますので、現在どのようになっているか、そういったものを確認しながら次のステップに進んでまいりたいというふうに思います。

議長 長（大須賀 啓君）
今野善行君。

1 番（今野善行君）
そうということで、この導入について多分堀籠議員もいろいろ心配されている部分もあるかと思しますので、ぜひこの域内でそういうことができるように取り組みを進めていただければというふうに思います。

先ほど町長言われた、国では平成18年にがん対策基本法というのを成立させているわけでありましたが、それに基づいてそれぞれ国、県、市町村がこのがん対策に取り組んでいるわけでありますが、その中で地方公共団体の責務ということが規定されています。がん対策の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ自主的、かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定して実施する責務を有するという規定もありますので、私これもとにしてお話し申し上げているんでありますけれども、ぜひそういった理念に基づいて取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長 長（大須賀 啓君）
以上で今野善行君の一般質問を終わります。

続きまして、13番高平聡雄君。

1 3 番（高平聡雄君）

それでは、質問をさせていただきます。

まず、1つ目でございますが、人・農地プランについてお伺いをします。

平成24年4月に農水省は、農業が厳しい現状に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があるとし、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図となる人・農地プラン、地域農業マスタープランを作成しましょうと呼びかけて、人・農地プランの作成を各市町村に指示を出されました。

農業をめぐる状況を見ると、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、5年後、10年後の展望が描けない、そういう地域がふえて、農業の将来、特にどのような経営体を中心となって地域農業を引っ張っていくのか、どうやって中心となる経営体に農地を集めていくのか。このような人・農地の問題について考えるために、集落・地域で暮らす農家を対象に地域農業ビジョン作成の参考資料とすることを目的として、大和町では昨年末から本年当初にかけて地域農業の将来、人と農地の問題に関するアンケート調査を行い、アンケートから見えてきた課題は、そこから見出したものは何なのか。大和町における人・農地プラン作成の意義と対象となる農業従事者へのメリットは何か。本プランの作成は集落、あるいは集落を越えた広域、すべてが対象となるのか。プラン作成に向けた予定によれば、今年度末までに作成を終えることとしておりますが、現状の進捗状況について伺うものであります。以上です。

議 長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長（浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、人・農地プランは、我が国の農業、農村が高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの人と農地の問題があり、5年後、10年後の展望が描けない地域がふえている中で、今後の地域農業について集落ごとの話し合いに基づいてプランをつくり、それを実行していくことで人の農地の問題を解

決しようとするものであり、平成23年12月24日、国が示しました我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針行動計画に関する取り組み方針に盛り込まれたものでございます。

人・農地プランにつきましては、平成24年度から25年度までの2年間程度で、人と農地の問題を抱えるすべての市町村、集落で策定することを目指すとされているものでございます。本町におきましても、農業の現状を踏まえ、機会あるごとに関係者に対しまして、プラン策定の必要性や策定することにより得られるメリットについて説明を行ってまいりました。

また、本年1月には全農家を対象としました地域農業の将来、人と農地の問題に関するアンケート調査を実施しまして、その結果につきましては、町のホームページでお知らせし、さらに6月11日に開催した平成25年度経営所得安定対策交付金交付申請書等の記載説明会において、町の全体的な結果につきまして各集落代表者の皆様に報告をし、さらなる集落の取り組みにつきましてお願いしたところでもございます。

ご質問の1点目でありますアンケート結果から見えてきた課題は何かでございますが、このアンケートは、1,484戸の農家にお願ひし、その82.7%に当たります1,227戸から回答を得たものでございます。アンケートの項目の10項目から見えてきた課題といたしましては、総体的には集落・地域農業の10年後は、若年農業者が減少して、高齢化が一層進むと懸念されているほか、将来の経営体としては現存する集落営農組織と今後創出されます集落営農組織等が位置づけされていることから、集落営農組織の必要性が認識されております。

また、自身の今後の経営については、約59%の農家は現在の経営を維持しようと考えられておることから、青年就業者については現在余り必要性が認識されておらず、しかも候補者もない等の課題が見えてまいりました。

次に、プラン策定の意義と対象となる農業従事者へのメリットは何かにつきましては、アンケートの結果からも、当面は経営の現状維持を図りながらも、将来に対する懸念を多数の農家が認識されていることから、これらの解消のためにもプランの策定が必要と考えております。

また、策定することによるメリットにつきましては、中心となる経営体に位置づけられた新規就農者に対しまして青年就農給付金や農地の出し手に対する農地集積協力金及び農地の受け手に対する規模拡大交付金はその条件を満たした対象者に交付されることとなります。さらに、中心となる経営体に位置づけられた認定農業者等に対しましては、スーパーL資金の金融支援や農業機械等の導入支援が受けられる内容となっ

ております。

次に、本プランの作成は、集落、広域を含めますが、広域といいますか、2つ以上の集落すべてが対象となるのかにつきましては、プラン策定に当たっての原則は、あくまでも集落の話し合いによる合意が基本であり、第1に集落内で将来中心的な経営体に位置づける農業者や組織を見出すこと、さらに、将来は離農などにより農地の出し手となる方と、現状の経営を維持する方に大別していただくこととなりますが、集落ごとの垣根を越えての出作、入作による制度上の恩恵が受けられるよう、旧町村を一つの区域としたプランの策定を目指し、将来的には本町を一つの区域としたプランに見直しすることも視野に検討してまいりたいと考えております。

最後に、現在のプラン策定の進捗状況でございますが、これまでの取り組みにつきましては、前段でも説明したところでございますが、今後はJAあさひなどの連携のもとに9月3日から、昨日からですが、町内5地区での説明会を開催し、集落ごとの意見の集約を図り、随時検討会での審査を経てプランとして策定してまいりたいと考えておるところでございます。

また、策定したプランは、新規就農者が新たに出てきたとき、また集落営農法人を立ち上げ、中心たる経営体になるとき、離農を決意して農地集積協力金をもらおうとするときと順次見直しができる制度でもありますので、各集落には最初からパーフェクトなプランでなくてよいことを再度説明しながら、プランの策定を進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（大須賀 啓君）

高平聡雄君。

13番（高平聡雄君）

この件につきましては、昨年の9月議会で今野議員が質問をされておりました。そのときの回答によると、その時点からもう来年にこれはプラン作成に入るんだと。その前段としてアンケートをするんだということをお答えになったということで、丸1年が経過しておるわけでありまして、本年の4月末現在で、宮城県では33市町村がこのプランの作成を目指して、そのうちの24自治体、要するに3分の2強はことしの4月にはもう完成をしているという状況であります。

大和町は今のご答弁の中にあつたように、きのう1回目、それも初めての説明会、吉田地区で行われたということのようではありますが、正直言って出おくれ感が否めな

いということではありますが、これは昨年からそのスケジュールにのっとってやってきていることなんだろうというふうに思いますが、このスロースタート、3分の2がことの4月に終了しているにもかかわらず、大和町作成あと半年を残して9月にスタートをすると。このスロースタートの何か理由というか、そういったものがあつたのかどうか、この時期になつたその経過についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回の計画につきましては、昨年9月ご質問いただいて、12月年内にアンケート調査をしてというお話をさせていただきました。4月から始まっておりますので、その分では出おくれたという経緯があつたというふうには反省しております。決してスロースタートを切ろうとした思いでも何でもなくて、そういうことで12月にアンケート調査をいたしまして、取りまとめをして進めてまいつたところでございまして、5月ぐらいまでにアンケートの調査がまとまって、6月にホームページ等でもお知らせをしているところでございます。

基本的な考え方といたしまして、今回の進め方につきましては、地元の方々の自主性といいますが、そういったものをということで、全体的な説明会は皆さんがお集まりのときに、こういった制度があつて、こういう考え方を進めると。また、アンケート調査のときもお話しておつたところでございますが、そういった説明会だけで個々にはしてなかつたと。

ただ、ただということはないんですけれども、ご説明、部落でそういった予定がある場合にはご連絡をくださいということで、受けの体制をとってしまったことは否めないというふうに思っておりますが、決してスローにしたというか、そういうものでもないというふうにご理解いただきたい。

それから、各町村の計画、私もいろいろ見せてもらいましたが、全体の計画でなくて一部落がなつても町としてのものができ上つたというふうな表記もあるようでございますので、黒川郡だけがどうもおくれているような状況に実情はなつておりまして、ちょっと確認をしましたが、そういうことで、黒川郡内各町村、意外にそういうふうな農家の方からの積極性を求めたというところがあつた。ほかの方はそうではな

かったというわけではないんでしょうけれども、一部落ができて一町村でなったというふうな報告もなっておりますので、その辺につきましても、そういった表上はそういうふうな表現になってしまったということです。

議長（大須賀 啓君）

高平聡雄君。

13番（高平聡雄君）

特段の理由はないということですね。率直な私の感想としては、そんなに順番を後回しに仮にする必要もない、もう淡々と進められたものなのではないかなというふうに思いますので、なお今後加速して進めていただくように指摘をさせていただきますし、もう少しお話し申し上げれば、これは資金的な支援策だとか、そういったものも当然含まれておるわけですから、そういった内容について十分な検討する時間、あるいはちょうどタイミングの問題、要するに設備投資等々ですね、そういったものがタイムリーに行われるためには、そういったものがあることが前提というふうになっているわけですから、やっぱり本来であればことしの4月以降、この期間までの間にそういうものが利用できる団体もあったのではないかとことも言えますので、過ぎ去ってしまった時間は取り戻せませんので、今後の速やかな手続、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

改めてお伺いをしますが、このメリット、先ほどの農地の集積、あとは新規就農、それで認定農業者への資金提供、利子補給ですか、そういった中で大和町のアンケートによると、先ほどご説明をいただきましたけれども、どうも現状維持というか、まともにも示されているように、どうもまだ実感として危機感というところまで醸成がされてないということが如実にあらわれている。ただ、将来的には大変不安だ、不安だと、そういう思いはあるけれども、一方ではもう現状、このままでできるだけ進みたいんだというようなことが見えて、率直な意見として集約をされているというふうに私は見ました。

そういった中で、特に農地集積、要するに農地を集めましょうと。担い手、あるいは集落営農、あるいは法人のほうに集めて、そうやって委託する側に対して、面積によって補助金を差上げますよというようなものがあるようであります。これは非常に見方によってはさまざまあると思うんですが、専門家の中には、これは離農勧告の交付金だという指摘をされる方がありますけれども、町長としては、今回のプラン

くりを前提にして将来に向けて集約をするということは、言ってみれば今の後継者に悩む方、あるいは小規模で新たな資金投下をできない方々に対して、今回のプランを通じて離農しなさいよということを求めようという発想をお持ちなのかどうか、町長としての見解をお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回のプランにつきましては、ご承知のとおり、まずその地域、部落で中心になる人が誰なのか、それが認定農業者さんなのか、または法人化された集落営農家なのか、そういった方がいるかどうかといいますが、中心になる人ですね。そして、もう1段階につきましては、じゃあ、そういう人がいるんだったら、そこに白紙委任でお任せしましょうと、土地をですね、という方。そして、もう3段階目には、いやいや、まだまだ自分はやる、やっていくんだよと。自分のさっき言いましたね。あと10年ぐらいいやっっていけるというような、そういったランク分け、区別というか分ける、まずその線を引くという、それで、そこで委任した方々につきましては、あっせんしながら効率のいい組み合わせをしていくと。それが地区だけでなく全体のつながりの中で出てくるというふうに思っております。

今回、町では以前も農地集約という意味で、町独自で離農といいますが、お願いする人、受託する人、両方の方に助成をしながら集約した経緯がございます。あのときにも決して離農という発想はございませんで、効果のいい農業運営をするということ、効率のいい農業運営をするということを目標にやったところでございます。今回もそれで離農とかということではなく私は考えております。

それで、離農という話になってしまうと、もうそれで引くところもございまして、そうではない旨をきちっと説明しながらやっていかなければいけない大事なポイントだと思いますが、そういうつもりではございません。

議 長 （大須賀 啓君）
高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

そうですね。この農地プランの肝となる部分の一つだと思います。特に個人でこれまで何とかしのいできたものを集落として何とか守っていこうという中での発想が、今回の計画の中心に位置づけられるものだというふうに思いますので、誤解を受けないような農業従事者への説明をしていただきたいというふうに思います。

それと、これが十分な話し合いをすることが前提だというふうには書いている割には、先ほども指摘したように、スタートが遅いものだから、この半年の間にプランを策定しなければならないというふうなことが一方で責められるわけですが、今後のこの予定の中で十分な話し合いというのが時間的にとれると思われていらっしゃるのでしょうか。

議長（大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

今回説明会というのは部落ごとのはきのうから始まっております。きょう、あした、来週ということで、各地区から区長さんと、あとは実行組合長さんとか、集落の大半、集団化の代表の方とか、そういった方々に説明をしておるところでございます。きのう吉田地区でもあったわけでございますけれども、1地区だけちょっとご都合悪くて来られないところあったということですが、皆さん来ていただいたというふうに聞いております。

その中で、説明、繰り返しにもなりますけれども、やっておる中で、アンケート調査をやりました。それで、アンケートにつきましては、公表している部分につきましては、町全体のもやっておりますが、部落ごとのアンケートを集計したものをつくりました。もちろん個人名は入れないですね。ですから、A部落ではこういう考え方を持っている人がこのくらいいますよ、こういう考え方が、こういう人たちがいますよというものもお示しをしながら説明会をやりました。

そして、今回の時間が十分あるかと言えば余りないというふうには思っております。町としては、一応2月ごろまでに全体をまとめたいというふうには考えておりますけれども、先ほども申しましたけれども、地区、地区のまとめでございますので、大きなまとめは最後には町になるにせよ、そういうことでございますから、できることから進めていくということ。

あと2年とは言いながら、2年程度ということですので、期間がぶつっと切れるわ

けではないということですので、その辺は少し柔軟性を持たせながらやっていかなければ、なかなか最終的に任せるとか、そういう話になってきますので、時間的なものが少しかかるのかなというふうに思っています。一応の期限はつけておりますけれども、そういうことで、幅を持った中でやっていく。あと、先ほども申しましたけれども、これにつきましては、見直しが当然出てくるわけでございますので、その都度の見直しもあるということの中で進めてまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

ここで休憩をします。

再開は午後1時とします。

午後0時01分 休 憩

午後1時00分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

残された時間の目安として半年ということになっていきますので、スピード感を持って進めていただかなきゃならないわけですが、中身で、今回は代表者に対する基本的な説明ということになっているようでありますが、この内容を見ると、担い手の方、直接の経営者だけじゃなくて奥さんだとか、子供たちの意見も十分に反映させるように話をしてくださいと、聞いてくださいというようなことも重要なポイントとして指摘をしておるようですが、こういったことについては町からの指導というのはあるわけですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

指導といいますが、例えば今回の説明会につきましては、改めて考え方、そして町全体の状況、または地区の状況、先ほど申しましたけれども、そういったものについてお知らせをしているところでございます。担い手とこれから任せようとする人、継続使用する人という意味の確定をするわけでございますので、当然のことながら家族との話し合いといいますが、息子さんなり奥さんなりということは必要だというふうに思っておりますが、なおその辺について強調して説明をしているかということ、ちょっとそこまで確認しておりませんが、そういったことの大切さも説明に加えていきたいというふうに思います。

議長 長（大須賀 啓君）
高平聡雄君。

1 3 番（高平聡雄君）

どうも今までこういう取り組みをしても、これに限らずかもしれないが、どうしても当事者同士、これまでの長年の培ったかかわり方によって、なかなかある一定線以上の胸襟を開いた話し合いというのはかなり難しいという側面もあるようでありますので、今回のこの奥さんや、あるいは後継となる息子さんたちの考え方なんかもその中に反映させていくというのは、別の切り口としては非常に大切なことかなというふうに思いますので、現場で対応する場合にはそういったものも検討に加えるように進めていただきたいなというふうに思います。

あと、この検討会というのを今度町で設置をしてそれを、プランを正しいものかどうか認定していくというような進みになるようでありますが、この中には女性を3割加えなさいという項目があるようでありますが、町の今の現状の中でこういった方をその検討会のメンバーに考えていらっしゃるのでしょうか。

議長 長（大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 長（浅野 元君）

検討会につきましてはのメンバーは、まだ確定はしていないというふうに思っております。これにつきましては、そういった計画がふさわしいかどうかということでございますので、女性が3割ということにつきましては、先ほど言った家族なり、将来的な

ことも考えての意見も必要だということでのそういった役割分担といいますか、そういったことも含まれているというふうに思っております。そういった方につきましては、農協関係のヤングミセスとか、そういった方もおいででしょうし、いろいろ幅広くおいででございますので、そういった多くの意見が取り入れられるような人選を進めてまいりたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番（高平聡雄君）

町長、アタック25という陣取りゲームの番組ご存じですよ。あれは25のマスを正解者が陣取りをしていくという、赤とか青とか黄色だとか、今回の集積をイメージしてもらいたいんですけども、要は5人いる人たちがそれぞれの場所を、気に入ったところをとっている乱数状態になっているわけですが、今回は言ってみればアタックチャンス、要するに人の耕作地を今回は集積しようということで、今まで点在していたものを一気に色を変えるという作業、あれにまさに似ていると私は思っているんですが、こういうデータを実は町で、GISの話になるんだけど、この地図情報の中で昨年900万円の投資をして農業台帳をつくったわけですよ。

ですから、地図的にはアタックチャンスが始まる前というか、あのクイズ番組が始まった直後の状態で、その25マスが全然色ついていないような状況なわけです。これを耕作者名を入れていって、今のシステムの中で検証してみると、色分けできないんですよ。名前は出てくるんだけど。だから、現在の状況と今プランをつくった後の状況を、こうなるんだよというまさに未来図、未来予想図をせっかく今お持ちになっていらっしゃるGISで示せないんですよ、参考資料として。

だから、職員の方々、この行政区として60行政区のうち、農業関係の地域がどのぐらいになるのか存じませんが、そういう方々に視覚的に、あのテレビの画面をまさに見るように、今はこういう状況なんだけれども、集積した後はこうなるんですよと、次のステップはこうなるんだよということを示せるような、事務局として準備を私はすべきだろうというふうに思うんです。基礎データは入っていますので、要するに色分けできるように改修を早急にして、そう多くの費用はかからないと思います。職員の方が各地域の農家の方々に示す資料として対応するように検討いただけないでしょうか。

議長 長（大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 長（浅野 元君）
確かに現在のような場合は名前、個人名で表示になっておりますので、それを色分けしてということでございます。そういったこと、技術的には可能なんだというふうに思っておりますが、費用対効果ということもでございます。可能かどうかちょっと検討はしてみたいと思います。アタックチャンスの利用だと思っています。

議長 長（大須賀 啓君）
高平聡雄君。

1 3 番（高平聡雄君）

これは農家にとってさまざまな施策を活用できる、まさにチャンス、それを的確に視覚的につかんでいただくためのツールとしては非常に大切なものだというふうに思いますし、それをやろうとすると今職員の方々1筆ずつマジックで塗って行って、それを今度、じゃあこうしようかといったときにまた塗り直さなきゃならない。見直ししたときにさらに見直さなきゃならないというような状況で、どうなるかというのが見えにくいんですね。ですから、ぜひ費用はさほどかからないような気がいたします。追加バージョン、その部分だけだと思います。検討を求めたいと思います。

次の質問に入ります。

投票率とこれまでの啓発事業についてということで、選挙のことについて伺いたいというふうに思います。

いつのころからか選挙のたびに投票率の低下傾向が話題となり、関係者は投票率向上対策に頭を悩めている。特に若年層、20代、30代の投票率は、他年代と比べて低下傾向にあると言われております。大和町の現状をお聞かせいただきたい。

また、選挙管理委員会の啓発事業はどのようなことを実施しているのか。低投票率の要因と課題についてはどのような認識をお持ちになっていらっしゃるのか。投票率向上へ今後の方向性と具体的な取り組みを伺います。

次の時代を担う大学生、あるいは高校生の選挙啓発活動への参画、選挙事務への参加を検討してみたいかと思いますが、お尋ねをいたします。

議長（大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、投票率の低下傾向ということでございますが、この傾向につきましては、大和町もそうですが、全国的な傾向と捉えておりまして、本町におきましても同様な結果があらわれております。一例といたしまして、ことし7月21日執行の第23回参議院議員選挙、これ投票率は48.11%でございましたが、これと平成22年7月11日執行の第22回参議院議員選挙、投票率52.08%でございましたので、比較しますと3.97ポイントの低下、年齢別の投票率につきましては、調査しておりますのは吉岡第1投票所だけでございますが、その結果となりますが、第23回参議院議員選挙での20代では27.08%、30代で32.99%、第22回参議院議員選挙では20代28.81%、30代で37.85%と40代以上の平均投票率、これは平成25年の参議院議員選挙で54.68%でございますが、これを大きく下回っている状況でございます。昨年末の衆議院議員選挙やほかの各選挙においても近年の投票率は同じような動きになっております。

一方で、郵政解散選挙と言われました平成17年9月執行の第44回衆議院議員選挙は、全体で62.88%、20代、30代の平均投票率は48.13%、政権交代や子ども手当が争点となりました平成21年8月執行の第45回衆議院議員選挙では、全体で66.38%、20代から30代の平均投票率は51.48%となっております。争点が明確な選挙は、有権者の関心も高く投票率も高くなっております。

選挙管理委員会といたしましては、実施している啓発事業でございますが、全戸に配布する広報紙への掲載やチラシの配布、広報車の巡回、防災無線による広報、町内スーパーでの街頭啓発など、各選挙ごとに行っております。

また、新成人に対しまして選挙啓発冊子等を配布して、さらに小・中学生を対象に宮城県選挙管理委員会との共催によります選挙啓発のためのポスターコンクール、啓発標語コンクールを実施することで、将来を担う世代が選挙制度に対しまして少しでも考え、関心を持ってもらえるよう啓発活動をしてまいりました。投票率の低下の要因でございますが、一般的に言われますように、若年世代におけます政治への無関心、投票する候補者等がない、また政治や政治家に対する不信感、また選挙制度が複雑でわかりにくいなどの理由が考えられます。

また、本町では人口が増加しておりまして、第22回参議院議員選挙が執行された平

成22年7月末と第23回参議院議員選挙時の平成25年7月末の人口を比較しますと、全体で2,118人、8.5%の増加、そのうち20代、30代では698人、9.4%増とのことと、この年代の増加が増加人口の3分の1を占める状態となっております。この若年世代の急激な増加が全体の投票率に影響を及ぼしていることも否めないのではないかと考えております。

この人口増加は、企業進出に伴う影響が多いものであるために、企業を対象とした啓発活動を強化することにより、勤務する方々の投票行動に結びつけることを検討してまいりたいと考えております。また、企業に勤務されている方々から要望のありました投票証明につきましては、ことし7月に執行しました参議院選挙から発行を開始いたしました。

投票率を向上させるため、国におきましては若い世代に関心を抱いていただくために、平成25年7月の第23回参議院議員選挙からインターネットを使った選挙運動ができるようになりました。このことにより、有権者はWebサイト等を利用し選挙運動が可能となりまして、候補者、政党等はWebサイト等及び電子メールを利用した選挙運動が可能となりました。

また、投票時間の延長や期日前投票制度を設けるなど、選挙制度の改正が行われ、投票機会の拡大が図られてきましたが、投票率の向上に結びついたとは言えない結果となっております。しかし、本町の期日前投票による投票率は、徐々に高くなっている状況でございます。今後は期日前投票のさらなる利用促進を図るために、広報紙掲載やチラシ配布などによる啓発活動を強化してまいりたいと考えております。

また、若年層の投票率を向上させるため、大学生や高校生の選挙啓発活動への参加を検討してはどうかということでございますが、本町では4年前に大学生を投票立会人に選任したことがございます。このときは20歳になった方が広報に掲載した選挙立会人の募集記事を見て応募したものでございました。今後も投票立会人は引き続き募集いたしますので、若い世代の応募を呼びかけてまいりたいと思います。

高校生の選挙事務従事につきましては、高校生の皆さんが実際の選挙事務にかかわることで将来的に若年層の選挙への関心は高まるものと考えられますが、選挙事務は正確性、公平性が特に求められる事務でもありますので、既に実施している自治体の状況を調査し、慎重に検討してまいりたいと、このように考えております。以上です。

議長（大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

大学生の選挙啓発活動への参画ということで提言をさせていただきました。先ほどのご答弁のあった中に3割を切るような若年層の投票率ということで、これは大きな課題だなというふうに思いますし、やっぱり大学生は、一部はもう選挙権をお持ちになる年代でもありますし、私が想定しているのは、立地している宮城大学を想定して申し上げたいと思うんですが、このことについて大和町のこの投票率の現状をその宮城大学の学生さんたちに分析をしていただいて、イコール分析をすること自体がもう自分たちがその投票行動、あるいは選挙そのものに今現在どういふかかわり方をしているんだということを自問自答する機会になるんだろうというふうに思うんですよ。その中から人のことではなくて、みずからの課題として捉えていただいて、それによって芽生える自覚、そういったことをベースにした対策を講じていただけるのではないかと。要するに研究課題にさせていただいて、その解決策まで考えていただくということなんですが、そういった発想をお持ちいただけないでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

そういった発想ということですが、今まで余り考えたことがなかった発想でした。確かに大和町と言わず全国的な傾向はあるものの、町としての分析というのは必要というふうには思っておりました。そういった方法もあるということ、それは有効な方法の一つではないかというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

今度教育委員会との連携ということですが、今一気に大学生から今度は小・中学校に、町立ということで小・中学校ということテーマにして申し上げたいんですが、政治教育、これまで選挙管理委員会を通じてポスター作成だとか、いろいろあるようではありますが、政治的中立というのは当然のことですので、教育がどの程度選

挙、あるいは投票について教育ができるかという、当然それはもちろん専門家の方々にご検討いただくにしても、これまでの啓蒙活動の中でどうももうひとつ浸透ができてないとすれば、これはもう教育委員会と選挙管理委員会がうまく連携をして、これまで以上に政治教育ということで選挙の大切さ、そういったものを学ばせる機会というのがあっていいのではないかというふうに思うんですが、今回は町長に質問しておりますので、ぜひ教育委員会のほうに働きかけをいただいて検討をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長 長（大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 長（浅野 元君）

教育委員会との連携ということでございます。政治という段階までいくのはちょっと問題があるというふうに思いますが、選挙制度なり、選挙の意義なり、そういったものについての勉強、そういったものは非常に大切なことというふうに思っております。

今どうなんでしょう、学校で我々のころは学級委員を選ぶとき選挙とかやった記憶があるんですが、今そういったことがやっているのかどうかわかりませんが、ああいったことも我々小さいころには選挙とかというものについての実践やったといえますか、そういった経験もあったのは、あれはよかった思いと私は思っておりますが、それがすべていいかどうかわかりませんが、そういったこともありましたので、制度としてのそういった大事さとか、あと選挙の大事さ、そういったものについては、やっぱり学校としてもそういった教育課程の中に入れてもらってもいいというふうに思いますので、その辺教育委員会のほうともいろいろ打ち合わせをしてみたいと思います。

議長 長（大須賀 啓君）
高平聡雄君。

1 3 番（高平聡雄君）

それでは、最後に高校生、私は今回は黒川高等学校を想定して申し上げるわけですが、参加型の政治教育という観点から、高校生に選挙事務に携わって見せる参

加型の機会をぜひ与えるべきだというふうに思います。答弁の中にもありましたけれども、当然間違いだとか、そういったことはあってはいけないわけでありまして、また、それを任せることはあり得ない話でありますので、今回私が申し上げるのは、投票所に対する立会人ではなくて、投票所の受付事務、それも投票所に入るとすぐに入場券を一番入口に近い方にお渡しして、お2人並んでいるうちの1人が受け取って隣の方に渡して照合作業をしているというのが、多分今の受付の第一歩の作業だと思うんですが、その一番最初、要するに投票に来た方を、一番最初に入場券を預かって隣にいる、言ってみれば正式な事務の方にお渡しするというようなことをさせるということで、間違いは発生しない環境をつくってあげると。

ただし、緊張感を持ってやらなきゃならないですし、特にそういうことをさせる事前の教育というか、準備期間中の教育、あとはそういうこと終わった後のまとめ教育。実際にはもう一つプラスして就業機会、要するにそれを仕事と捉えて、役場の職員の方々は、選挙事務を仕事としておやりになっているわけですよ。当然時間外手当をいただいて作業をしているわけですが、その費用の一部その対価として高校生たちに、言ってみればアルバイトですね。

例えば6時間勤務で2交代ということで4,400円ぐらいかな、最低賃金計算すると多分そんなぐらいになると、時給で740円ぐらいだと思うんですが、そういうことで、要するに実体験をしていただくと。これまでですと、小学生、中学生の模擬議会だとか、そういう形での取り組みはされておりますけれども、本番を迎えていただいて仕事の一部として捉えていただくという、そういう段階の検討をいただけないでしょうか。

議長（大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

今、小・中・高というようなレベルでのお話だったと思います。高校生につきましてのお話でございました。まず冒頭の発言の中で正確性が求められるということで、我々も検討したのが、どの部署にだったらできるのだという考え方で冒頭のお話をさせていただきました。今のような機会というのも、お話しあったようなところでもあるんだなというふうに改めて思いましたけれども、そういった機会であれば、であればという言い方もおかしいかもしれませんが、経験してもらうにはそういった

機会もあるんだなというふうに改めて認識いたしました。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

これにはもう一つ隠れたエッセンスがありまして、これを要するに選挙広報にいかにかかわらず全町的な広まりを見せることができるかなといった場合に、これを要するに選挙が始まる前に、言ってみれば公表する。要するに記者発表すると、記者会見するというようなことで、要するに大和町ではそういうことを地元の学生、高校生をそういう形で選挙の啓蒙のために参加していただくと、参加型の体験学習、就労体験ということでやっていただくんことを広報することによって、一般の関心を集めることもできるのではないかと。

これは何回も使えるものではありませんけれども、そういうことで、なお波及効果を狙うということもあり得るといふふうに思いますので、今後ぜひ教育委員会、あるいは選挙管理委員会、執行部のほうでさまざまな角度から検討いただいて、ぜひ実現をしていただきたいということを求めて、この質問については終わりにさせていただきたいというふうに思います。

次に、教育委員会のICTへの取り組みということで、町ではWindows X Pの来年4月サポート期間終了に伴って、職員用の端末を入れかえるということで準備を今しておられますが、町立小・中学校パソコン教室や教職員に供する機材の更新予定はいかがな予定になっているのか。そして、その更新の中に教材用としてタブレット端末を導入する学校が他ではふえておりますが、町の取り組みはいかがなものか教育長のほうにお尋ねをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、教育委員会のICTへの取り組みについてのご質問に対してお答えしたいと思います。

大和町小・中学校におけます学校ICTの整備状況につきましては、各学校でのパソコン教室への教育用パソコンの整備を平成16年度から順次進めており、平成24年3月1日現在、1台当たりの児童生徒数は、町が6.3人で、県平均が7.7人となっております。このたびマイクロソフト社提供のパソコンソフトWindowsXPが、来年4月9日まででサポートを終了する通知がなされましたことから、自治体においてもセキュリティ問題があることから、パソコンソフトの切りかえの必要が出てまいりました。教育委員会としましては、町と協議をいたしながら、今後のパソコンソフト切りかえ対応を進めてまいりたいと考えております。

なお、切りかえ時期につきましては、平成25年度末までの対応が考えられ、今議会に債務負担行為をお願いし、切りかえ実施に伴う課題としての補助導入などの検討もいたし、5年リースでの補助対応を検討しておるところでございます。

また、児童生徒並びに教員に対します教育用パソコン、校務パソコン、パソコンのソフト初め機器の選定とタブレット端末の導入におけます県内の公立小・中学校の実態も研究をし、さらには、計画全体の費用対効果にも十分注意いたしながら、町内学校における教育環境の整備としてのICT環境整備を行ってまいりたいと考えております。

議長（大須賀 啓君）

高平聡雄君。

13番（高平聡雄君）

時間の関係で深い議論、意見の交換はできない時間帯になりましたので、概要でお伝えをしたい部分を申し上げたいというふうに思います。

この答弁書の中にシステムとソフトの更新というような書き方をされていますが、これは当然機材も含まれてのことだろうというふうに思います。この機材選定に当たっての、あるいはシステムの構築に当たってどなたが検討しているのかと。その中には教育現場、要するに校長先生はもとより指導教員、あるいは子供たち、そういった方々の意見をどういうふうに抽出されているのか。仮に教育委員会、教育長先生を初めとして事務方の方々だけで概要を捉えてしまっては私はいけないというふうに強く思っておりますので、これは早急にプロジェクトチームを立ち上げていただいて、何が求められているのか。

要は基本的なことを言うと、学校教育用のパソコンというのは一体何の学習のため

に使っているんだと。機械を設置することが目的じゃなくて、どういう学習機会に、どういう形でそのシステムなり機械を使うんだということを当然検証いただかなければならないというふうに思いますので、何か極端に言いますと、大和町魔法のつえを持っておりまして、その魔法のつえの名前は特定防衛施設周辺整備交付金という名前で、他の自治体にはない費用を捻出することが可能な恵まれた環境にあって、今回も多分何百台という機械を一気に更新できるんだらうというふうに思います。これはほかの自治体では言ってみればあり得ないことなわけですよ。そのことによって、今後5年間、最低でも5年間、これまでの経過から見ると長くて7年、8年とか使う機械を今回一気にかえるわけですよ。

ということは、逆に言うと、今後七、八年はその機械と向き合わなければならないということですから、これは将来を見据えて機種選定というのは非常に大切だと。これまでであったものをただ乗せかえればいいんだというような発想ではだめだと、特に教育用ですからね。そういうことで検討いただきたい。

それと、タブレットについては、これは絶対今後については求められるものだというふうに思いますし、そのタブレットの一番のメリットをつくるために必要なシステムというのはハードでは無線LANなんですよ。機械じゃなくて、要するに無線でインターネットだとかの環境が使えるというような設備なんです。ですから、校舎内どこでも使えるというような、そういうハードへの投資を今回ぜひ優先的に、機械が減ってもそういうことを設備として設置するように求めたいと思います。一言だけお答えをいただきたい。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

大変ありがたいご提言ありがとうございます。今お話しあったとおり、まずは選定に当たりましては、教育委員会の事務方サイドだけではなくて、関係の専門的な業者もおります。あるいは他県での事例もございます。それから、7月ですか、専門業者のデモ説明と同時に、各学校の教員集めまして研修会を行った折にもアンケート調査を行っております。さまざまな形で何が一番いい機種なのかということを考えながら選定については慎重に進めてまいりたいと考えております。

また、やはり現在の動向を見ながら、確かに使いこなせないような機種ではならな

いと。やはり教職員の研修というものも非常に大事な部分になると思います。やはり物をそろえてもそれが十分に効果を発揮できないという状況であれば、子供の教育には生かせませんので、その辺も勘案しながら、なるべく費用対効果、あるいはよりいいもの、いい条件のもとでということを考えながら整備を進めたいと考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で高平聡雄君の一般質問を終わります。

続きまして、8番藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

では、通告に従いまして最後の質問をさせていただきます。

国民健康保険納税の改善をということで質問をさせていただきます。

税の滞納の多くは国民健康保険税と思われます。不納欠損の額の中でも平成18年1,400万円が平成23年には4,000万円とふえております。また、宮城県地方税滞納整理機構への移行の多くは国民健康保険税であると思われます。そういう中で3点質問をいたします。

資格証明書発行の数及び所得階層、福祉的対応の数は。また、15歳から18歳の子供のいる世帯についてお聞きいたします。

2つ目として、保険証の窓口のとめ置きはあるのかどうかお聞きいたします。

それから、地方税滞納整理機構の納税相談の中で、複数年にわたる分納誓約の例もある。移行するまでの納税相談は適切か。以上3点でございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、初めに、資格証明書の発行につきましては、大和町国民健康保険税滞納者にかかわります措置の実施要項に基づきまして資格証明書を交付いたしております。資格証明書の発行の数につきましては、平成24年度の更新時期である平成24年10月1日現在で31世帯42人、平成25年7月末では20世帯31人となっております。このうち、15歳から18歳の子供さんのいる世帯は、平成24年10月1日段階で3世帯、平成25年7月末段階で2世帯となっております。

所得階層とのご質問でございますが、4月末の20世帯の内訳ですが、収入が200万円以上250万円未満で、所得が100万円以上150万円未満の世帯が2世帯、収入が150万円以上200万円未満で、所得が50万円以上100万円未満の世帯が3世帯、収入150万円未満で、所得が50万円未満が3世帯、未申告が12世帯となっております。福祉的対応の数ということですが、子供のいる資格証明書の交付世帯が2世帯ありまして、4人に対して6カ月の短期証明書を発行しております。

次に、保険証の窓口とめ置きについての質問でございますが、健康保険証の更新に当たりましては、対象者全員に郵送をしております。したがって、そのような措置はとっておりません。とっている状況にはございません。

3番目の滞納整理機構に移行するまでの納税相談は適切かについてのご質問でございますが、町では滞納している方々に対しまして督促状や催告書を発送し、納付されるように通知しております。その納付相談の際には、滞納者の生活状況などの聞き取りも行い、分割納付についてもあわせて相談しているところでございますが、相談に応じない方も多く、催告書等を何度も発送したり、臨戸訪問で伺ったりしていますが、なかなかお会いできない方が多くいる状況でございます。

このような納入のない方や納付相談に来ない方につきましては、督促状や催告書のほかに移管予告通知、移管予告を通知いたしまして、滞納整理機構に引き継ぐ前の最終手続として行っております。滞納整理機構への移管に当たりましては、分割納付履行中の方については移管の対象外としておりますが、機構へ移管された方の中には、機構との納税相談により分納誓約を行い、町が機構から返還を受けた後も引き続き分割納付を行うなど、これからも適切に指導してまいります。今後とも公平性と信頼性の確保を基本として、滞納を許さない毅然とした姿勢で徴収率の向上を目指していきたいと考えております。以上です。

議長（大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8番（藤巻博史君）

ありがとうございました。

一つ、語句の問題でございますけれども、2ページという言い方をしているのかどうか、福祉的対応の数ということで、子供のいる資格証明書の交付世帯が2世帯あり、4人に対して6カ月の短期証明書、これ短期保険証ではないのかなというふうに思っ

たんですが、そのことについてはどうでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
失礼いたしました。訂正をいたします。短期保険証です。

議 長 （大須賀 啓君）
藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）
その上でお聞きをしたいと思います。

1点目、まず先ほどお話がございました所得階層の所得というんですか、収入所得階層の数を出していただきました。もちろん所得と収入違うわけですが、ちょっと面倒なので収入という言い方でさせていただきますけれども、収入の上で100万円から150万円の方がお二方、それから51万円から100万円の方が3人、それから1万円から50万円の方が3人、収入じゃない、所得のほうの言い方でございましたけれども、という方でございました。それで、合計として21人がいらっしゃるということでございました。

一つお聞きしたかったのは、いわゆるこの方々については、範疇として生活保護に当たるような方はいらっしゃるかどうか、そのことをまず1回お聞きしたいと思います。わかりますかね。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
基本的に生活保護に当たる方につきましては、生活保護の申請を受けましてその対応をしておりますので、基本的にはこういった対応の場合は生活保護はないというふうに考えます。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

要するにちょっとお聞きしたかったのは、ご本人がそういう意思というんですか、そういう中でもあなたの場合はそういう範疇にあるよという場合、そういう対応をしていただいている、積極的にというんですかね、そういったところをお聞きしたいと思うんですが、わかりますでしょうか。要するに基本的にいないということであればそういうことなのかなとも思うんですけれども、わかりますでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

要するに生活保護世帯の方でも申請しない人に対して、申請したほうがいいですよということを勧めている人がいるかということになるんでしょうかね。ちょっと正確なところはございませんけれども、生活保護が必要な方につきましては、そういった制度の中で民生委員さんとか、いろんな方々のお手伝いをいただきながらやるケース、ほかにもあろうと思います。あと、ご自分でそういった意思、自分で頑張るという意思の方も、生活している中にはおいでだというふうに思いますけれども、この今申し上げたことの数字のある世帯の中にそういう方がいるかどうかは、ちょっと確認はしておりません。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

というのは、今の生活保護法の25条というところに、保護の実施機関は、要保護者が窮迫状態にあるときには速やかに職権を持って保護の種類、程度及び方法を決定して保護を開始しなければならないということで、相当切迫している場合には実施機関のほうで保護を開始しなければならないという条項もありますので、ぜひそのところの対応をお願いしたいと思ってお聞きをいたしました。

じゃあ、次の質問をさせていただきます。

それで、何回かこのことでお話をさせていただいておりますので、余り繰り返しませんが、例えば7月現在で、21世帯の方が資格証明書の発行をされているということでございます。それで、中においてはいわゆる窓口に来てなかなかもらえない方々という理解で、この21世帯についてはそういう理解でよろしいのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
その内容につきましては、担当課長から説明をします。

議 長 （大須賀 啓君）
町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

藤巻議員さんの質問にお答えしたいと思います。

7月末時点で20世帯ということになります。これにつきましては、あくまでも郵送発送なので、窓口でとめ置きするというはございませんので、郵送ということになります。窓口の受け取りではございません。

議 長 （大須賀 啓君）
藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

今ちょっとお聞きしたかったのは、要するに理屈として資格証明書、要するになかなか資格証明書の発行の手順の中では、納付期限から1年を経過しても滞納を続けると短期証が回収され、そのかわりに資格証明書が交付されますというようなことで、なかなか窓口に来ない方に対して、私は資格証明書というのは発行されているのかな、そういう理解のもとでお聞きしているんですけども、そういう方々という理解でよろしいんでしょうか、ちょっと確認したかったんですけども。（「質問していることもわからないのでは」の声あり）ああ、そうなの。難しいな、じゃあ。

じゃあ、次にまいります。（「いいから、ちゃんと聞いてよ、落ちついて」の声あり）資格証明書を発行される、じゃあ、逆に言いますと、資格証明書を発行している要件というんですかね、そういったものを、まずじゃあお聞きしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
要件ということですが、滞納されている方につきまして、いろいろ督促状、催告書を発行するわけですね。そして、ご相談に来てくださいと。ご相談によっては分割をすとか、そういった形で勤めるわけでございますけれども、基本のご相談に来ない人ということが一つだと思います。それからあと、相談、そういうことはないんでしょうけれども、物わかりよかった人といいますが、そういうことは基本的にはないと思いますけれども、そういうことになろうかと思えます。

議 長 （大須賀 啓君）
藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

私の理解の上では、町長もおっしゃったように、もちろん滞納されていて、それで窓口に分納相談になかなか来ないという方々が、先ほど数字間違いましたが、20世帯なのだろうというふうに思っております。そういう中で、逆に言えば窓口で相談されればフルの保険証ということではなくて、短期の保険証を納付の状況によっては発行するという理解、ことだというふうに思っております。

ということで、要するに何をお聞きしたかったかというのと、とにかく窓口で、資格証明書というのは、要するに病院の窓口では全額一旦支払わなくてはいけない制度でございますので、なかなか病院に逆に言えば行くことが大変になるという制度でございます。そういうことで、まずなるべく資格証明書ということではなくて、短期であっても保険証があるということが各世帯にとっては健康を維持するということでは大事なことであろうというふうに思うので、まず1件目質問させていただきました。そういう中で、窓口で相談に来て分納を相談すれば、何らかの短期的なやつでも、短期の保険証、そういったものが発行できるということで、そういう理解でよろしいでし

ようか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
まず相談をしてもらいたいということなんです、状況について。それで、そのことについていろんな方法を考えていきたいと思いますということでございますので、まずご相談をして、今の状況とか、確認をした中で、それではこの方法ですよ、この方法ですよということですから。おっしゃるとおりまずご相談をしてほしいということです。そのとおりです。相談することにつきましてはそのとおりです。

議 長 （大須賀 啓君）
藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）
次の質問をさせていただきます。
それで、ちょっと私の書き方も適切じゃなかったかもしれませんが、保険証の窓口、これは短期保険証についても窓口にはないということによろしいでしょうか。いわゆる定期的というんですか、そういうのだけじゃなくて、短期的な保険証についても届いているというふうな理解でよろしいでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
そのようなご理解でよろしいということです。

議 長 （大須賀 啓君）
藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

2番目につきましては、窓口においてある、そういったものがないということで理解をいたしました。そういう中で、もう一つ、実は制度とは関係ないんですけども、いわゆる窓口で切れても更新に来ない方というのはなかなかいらっしゃるとい、これはなかなか町の責任というよりも、本人の問題もあるのかなとは思んですけども、そういう中で、やはりそういう方にもぜひ窓口に来てくださいという、そういう啓発というんですか、そういったものもしないとなかなか窓口に行けない、残念ながらそういう方がいらっしゃるといこととでございます。

それでは、3番目の滞納整理機構についてご質問させていただきます。

これは余り中身というんですかね、町の滞納整理機構に移行しますよという、そういう最終的な移管予告のころから私のところに何かどうすっぺというような話があるので、どうしても今の時期にお聞きするような形になるところでもございますが、何を聞きたいかという、その方々の中で県の機構のほうに、いわゆる納税相談に行きますと、そういう中で30分ぐらいで話がつくといいのかわかるか、ちょっと言い過ぎなんですけれども、ご本人がこういう納税でしたいんですということ、割とすんなりといくケースもあるというんですかね、そういう中で、何でこの人がわざわざ、それこそ県の手を煩わせてなくちゃいけなかったのかなという、そういう思いが時々するわけでございます。要するに町の段階でということなんです。

それで、そこまで、あんた今まで何もなかったのかいということとはあえて本人にもそれ以上は余り私も聞いてないところでありますが、ただ、そういった方が何回かいらっしゃるといことと、町長の答弁の中にいわゆる段取り、県の機構に移行するまでの段取りは記されておりますけれども、そういうことがある中でも、やはりそういう丁寧なやっけてもそういう方がいるということ、これはある程度町としても、だから何だいというところもあるかもしれませんが、改めてそのことに対する見解をお聞きしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

滞納機構に行って、30分ぐらいでお話が終わるといことは、その前に町に来てもらえばもっと早く終わるんですね。それで、議員さんもお話のとおり、まず相談に来てくださいと、町のほうにですね。催告書、督促状出しているわけですから、そのと

きに来ていただければ、町のほうでも30分ぐらいで終わるんだというふうに思いますので、そういった方おいででしたら、ぜひ町のほうに行って相談をまずしなさいというようなご指導といたしますか、やっていただければ、仙台まで行かなくてもいいんじゃないかというふうにも思います。よろしくをお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

残念ながら機構に行った後で私のところに来るので、そこまではなかなか大変なんでございますが、ただ、そういう中で、そういう方々が何で仙台まで行かなくちゃいけないのかなという思いが非常に強くしたもので、あえてお話をさせていただきました。以上で私の質問を終わります。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩は10分間とします。

午後2時01分 休 憩

午後2時12分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 「議案第71号 大和町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」から

日程第17 「議案第85号 平成25年度大和町水道事業会計補正予算」まで

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、議案第71号 大和町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一

部を改正する条例から日程第17、議案第85号 平成25年度大和町水道事業会計補正予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

それでは、議案第71号につきましてご説明いたします。

資料につきましては、議案の1ページをお願いいたします。

大和町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の趣旨としましては、平成21年7月15日に出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が成立しております。このことにより、外国人の登録制度が廃止されております。新たな在留管理制度が平成24年7月9日より施行されております。これらに関連する条例の所要の改正を行うものでございます。

これにつきましては、これから説明します議案第72号から75号まで同じ改正の趣旨となりますので、申し添えさせていただきます。

改正の内容につきましては、議案説明資料の1ページをごらんください。

第5条第3項第1号、これの「、又は外国人登録証明書」、これを削るものでございます。

附則としまして、施行期日、この条例は、公布の日から施行し、平成24年7月9日から適用するものでございます。

経過措置としまして、改正後の規定は、平成24年7月9日以後の印鑑登録について適用し、同日前の印鑑登録につきましては、なお、従前の例によるものでございます。

なお、この制度の認可地縁団体の印鑑登録ですが、認可地縁団体、法人格を持った自治会、町内会ですが、現在のところ登録されている印鑑はございません。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長 （高橋正春君）

続きまして、2ページ、議案第72号 大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する

条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容は、先ほどの外国人登録に関するものでございます。

新旧対照表の2ページをごらんいただきたいと思います。

第3条第1項につきましては、この条例の中の外国人登録に関する文言を削除し、文言の整理をしたものでございます。

議案書に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成24年7月9日から適用する。

経過措置としまして、改正後の規定は、平成24年7月9日以後に受けた医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお、従前の例によるものでございます。

続きまして、議案第73号 大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表3ページをお願いいたします。

第2条第2項第1号、第2号、同様に第3条第2項第1号、第2号につきましても、文言の整理と外国人登録に関する文言を削除し、語句を整理したものでございます。

議案書3ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成24年7月9日から適用する。

経過措置としまして、改正後の規定は、平成24年7月9日以後に受けた医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお、従前の例によるものでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

議案第74号についてご説明いたします。

大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の趣旨につきましては、第71号で説明した内容と同じものでございます。そのため、関連する条例として所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料の4ページのほうをお願いしたいと思います。

この中の本則中に、（外国人登録簿に記載のある者を含む。）という部分を削るものでございます。

議案のほうに戻っていただきまして、附則としまして施行期日、この条例は、公布の日から施行し、平成24年7月9日から適用する。

経過措置としまして、改正後の規定は、平成24年7月9日以後に受けた医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお、従前の例によるものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

議案書の5ページでございます。

議案第75号 大和町下水道条例の一部を改正する条例であります。

新旧対照表の5ページ、議案第75号関係でございますが、これをあわせてごらんいただきたいと思えます。

改正の内容であります。外国人登録法が廃止されたことに伴いまして、外国人登録に関する文言の記載を削除する条例の改正を行うものでございます。

第5条の2第3項第2号中の「又は外国人登録証明書」、この文言を削除するものでございます。また、第5条の6第1号中の「又は外国人登録証明書の写し」、この文言を削除するものでございます。

附則であります。1の施行期日については、この条例は、公布の日から施行し、平成24年7月9日から適用するものとするものでございます。

2の経過措置といたしましては、改正後の第5条の2及び第5条の6の規定は、平成24年7月9日以降の申請又は届出について適用し、同日前の申請又は届出については、なお、従前の例によるものとするものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

それでは、議案書6ページをお開きいただきます。

議案第76号 解決金の額を定め、和解することについて。

平成23年7月13日、大和町立大和中学校の柔道部の部活動中に発生した事故に関し、被害生徒より大和町に対して提起された損害賠償請求訴訟の手続において、解決金の額を定め、裁判上の和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、別冊議案第76号関係に係ります説明資料をお開きいただきたいと思います。お願いいたします。

続けて説明をさせていただきます。

大和町立中学校における部活動中の事故について。

1としまして、事故の経過についてでございます。

町からの町立中学校における柔道部活動中の事故の経過につきましては、下記のとおりとなっております。記でございます。

事故発生につきましては、平成23年7月13日、午後5時ごろとなっております。

学校事故時の柔道部員は記載のとおりでございます。当日の活動者は6名というふうになってございます。

顧問教諭につきましては2名でございますが、1名が年休の取得でございました。

救急措置は記載のとおりでございます。顧問教諭及び養護教諭において救急車をお願いしてございます。救急搬送となっております。

搬送入院、手術、入院治療でございますが、事故当日につきましては、仙台市泉区内の泉整形外科へ救急搬送され、手術をしてございます。入院の期間でございますが、平成23年7月13日より29日までとなっております。

部活動及びけがの内容でございます。

ふだんの柔道部活動につきましては、1の回転運動から次の5番の乱取りでの部活動を実施してございます。事故当日につきましては、乱取り稽古中に事故が発生いたしましたものでございます。けがの内容でございますが、左腕上腕骨下部骨折でございます。

保護者対応としまして、学校での対応でございますが、これは記載のとおりということで、7月14日以降、それぞれ学校の校長、教頭、教諭が病院のほうにお見舞い、あるいは保護者から教育委員会、さらには学校に対する事故概要の説明、各家庭へのお見舞い等々でございます。平成24年2月以降にも保護者からの顧問に対する要請がございまして、事故内容の再調査等を行ってございます。3月6日、保護者が学校訪問の上、事故概要の説明を受けたと。平成24年度に入りまして5月、保護者が教育委

員会のほうに来局され、事故報告書を確認されました。その足で学校のほうにも出向いており、一部訂正を学校側にお願いしておりました。

次に、2としまして訴状内容等の概要についてご説明を申し上げます。

平成24年10月24日付、原告14歳中学校生徒、法定代理人が親権者である父でございますが、お二方の訴えでございます。住所の記載は記載のとおりでございます。被告が町でございます、代表である町長となっております。

次に、請求の原因についてでございますが、第1としまして、当事者でございます。

先ほど申し上げたとおり、平成23年当時大和中学校1年生でございます。柔道部員であったということでございます。

第2としまして、本件の事件の概要でございます。

まず、事件の発生ですが、原告は、平成23年7月13日、午後3時50分ごろから同校の体育館におきまして柔道部の部活動に参加、乱取り稽古をしていたところ、午後4時半ごろ、同校2年生で副部長が原告を2回ほど床に投げ、その後、3年生部員に交替し、原告を勢いよくわざをかけ床に投げました。これを数度繰り返しました。その結果、原告は立ち上がれなくなり、乱取り稽古が終了しましたが、原告は激痛で動けず、そのまま横になっていたと。10分後に女性の養護教諭が駆けつけて救急車を呼び、病院に搬送をいたしたところでございます。原告は、上記行為により左腕上腕骨骨折の傷害を負ったものでございます。本事件当時、柔道部員の生徒は5名ほどいたが、その場に教諭は誰もいなかったものでございます。

次に、顧問教諭の過失についてでございます。

大和中学校柔道部の当時の顧問は2名であり、うち1名が年休取得し、もう一人の顧問が部活動指導に当たっておりました。顧問教諭は、当日の部活動中の乱取り稽古で起きた事故当時、乱取り稽古に立ち会っていなかった。顧問教諭が乱取り稽古に立ち会っていれば、容易に本件事件の発生を阻止できたものであり、原告の傷害が発生することもなかったとの主張でございます。

そしてまた、被告の責任についてでございます。

本事件は、被告の公権力を行使する公務員である顧問教諭の職務上の過失によって生じたものであるから、被告は国家賠償法1条により原告のこうむった損害を賠償する責任があると訴えがございました。

次に、第3といたしまして、訴訟物の価格でございます。法律用語というふうになって損害賠償というふうな等々でございます。

第3としまして、訴訟物の価格でございますが、金650万1,596円及び利子分(年5

分)と貼用印紙額3万8,000円となっております。内訳につきましては、项目的に載せてございますが、1. 傷害慰謝料、2. 後遺症による慰謝料、3. 後遺症による逸失利益、4. 弁護士費用となっております。

次に、第4としまして、弁護士依頼でございますが、町の顧問弁護士に依頼してございます。弁護士につきましては、弁護士法人杜協同法律事務所となっております。住所は仙台市となっております。

次に、第5としまして、仙台地方裁判所第2民事部における審理経過についてでございますが、下記のとおりとなっております。

審理でございますが、第1回目の公判につきましては、日時、場所、こちら記載のとおりで、平成24年11月22日に第1回目、仙台地裁で行われてございます。

次に、第2回目の審理というふうになってございますが、この審理からは秘密会というふうな形で審理が進められております。そのために、こちら記載等ございますが、5回目以降内容等記載ございますが、日付、あるいは場所等で簡略し、さらには、内容等については秘密会の会議内容であるということから、ここでの朗読は省略させていただきますので、ごらんになっていただきたいと思っております。

2回目の審理につきましては、平成24年12月18日、仙台地裁。

次に、第3回目の審理につきましては、平成25年2月5日、仙台地裁でございます。

第4回目の審理につきましては、平成25年3月13日でございます。

第5回目審理以降に本和解関係が出てございます。5回目につきましては、平成25年4月24日、仙台地裁。

第6回目審理につきましては、平成25年5月29日、仙台地裁。

第7回目の審理が平成25年6月26日、仙台地裁となっております。

今回仙台地裁第2民事部より、裁判長のほうから和解案の提示でございます。

和解案につきましては、こちら記載の内容のとおりでございます。次のページにその和解案の文面がございますので、読み上げをさせていただきたいと思っております。

平成25年7月19日付でございます。

平成24年(ワ)第1259号損害賠償請求事件

原告 と表示されております。

被告大和町

仙台地裁第2民事部

和解案

下記のとおり、和解案(骨子)を提示します。

1 解決金140万円

2 原告は、本件に関し、訴外関係者らに対する責任追及をしない

3 本件に関する清算条項

法律用語で清算条項につきましては、原告、被告は本和解条項のほかは何らの債権、債務の存在しないことを相互に確認するという法律用語というふうになってございます。

それでは、いま一度議案書のほうにお戻りいただきたいと思えます。

記としまして、相手方でございますが、今般事故の被害に遭われました方につきましては、議案書記載のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

次に、2としまして、事故の概要でございます。

平成23年7月13日午後3時50分過ぎころ、大和町立大和中学校の体育館におきまして、同校の柔道部の部活動に参加していた相手方が、乱取り稽古中に左上腕骨骨折の傷害を負ったものでございます。

次に、第3としまして、解決金の額及び和解の内容でございます。

大和町は、相手方に対し解決金として140万円を支払い、相手方は上記事故に関し訴外関係者らに対する責任追及をしないことを約するというものとしてございます。

最後になりますが、この場をおかりし、改めて今般事故に遭い、またけがをされた生徒さん、さらにはご家族の方には大変申しわけなく思っております。お見舞い申し上げるとともに、おわびを申し上げたいと存じます。以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

それでは、議案書の7ページをお願いしたいと思います。あわせまして、歳入歳出補正予算事項別明細書(第3号)ということで、別冊の資料もございますので、そちらのほうもあわせてお願いできればと思います。

議案第77号 平成25年度大和町一般会計補正予算(第3号)でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ3億352万円を追加いたしまして、予算総額を90億2,654万7,000円とお願ひするものでございます。

予算補正の款、項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。

続きまして、第3条につきましては、地方債の補正となっております。

議案書11ページをお願いしたいと思います。

まず、債務負担行為の追加でございます。

情報系端末等更新で、期間につきましては平成30年度まで、限度額につきましては1億7,928万円でございます。2件目につきましては、学校ICT環境整備事業、平成30年度までで、限度額につきましては1億2,915万円でございます。

続きまして、12ページをお願いしたいと思います。

地方債の追加でございます。水道会計出資金、限度額につきましては670万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、続きまして事項別明細書3ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございます。

第15款国庫支出金第1項2目1節公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、道路橋りょう災害復旧費事業費負担金でございます。654万3,000円を見込もうとするものでございます。

同じく2項1目民生費国庫補助金につきましては、次世代育成支援対策推進事業が県補助金で振り替えになったために、この国庫補助金158万円を減額しようとするものでございます。

同じく5目特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、年間交付見込み額で9条分で8,500万円、それからSACO分におきましては1億800万円ございまして、合計1億9,300万円見込まれるところでございますけれども、当初予算計上額1億1,861万2,000円の差額分7,438万8,000円の計上となっているものでございます。

6目土木費国庫補助金につきましては、橋梁長寿命化計画補助金156万8,000円となっているものでございます。

第16款県支出金2項県補助金1目民生費補助金3節児童福祉費補助金505万6,000円につきましては、国庫補助金から振り替えになりました一時預かり事業費259万円及び保育士等処遇改善臨時特例事業費246万6,000円の計上となっております。

同じく3目1節農業委員会交付金につきましては、11万5,000円の減額を見込んだものでございます。

同じく2節林業費事業補助金533万9,000円の減額につきましては、補助要項改正で、今回要件に該当しなくなったことによる減額となっているものでございます。

同じく9目1節につきましては、市町村消費者行政活性化事業費補助金136万2,000

円を見込もうとするものでございます。

4ページでございますけれども、3項1目4節住宅土地統計調査費委託金1万9,000円の追加計上でございます。

19款1項1目1節宮床財産区特別会計繰入金70万円でございますけれども、宮床宝蔵20周年記念事業補助金の財源といたしまして、宮床財産区特別会計からの繰入金となっております。

同じく2項5目1節まちづくり基金繰入金につきましては、杜の丘、もみじヶ丘地区のまちづくり事業への繰り入れ1,900万円を今回見込もうとするものでございます。

20款1項繰越金につきましては、平成24年度からの繰越金のうち、1億9,401万3,000円につきまして今回歳出見合いで見込んだものでございます。

21款諸収入4項1目1節洞堀川除草業務受託事業収入につきましては、11万8,000円の追加交付となったものでございます。

2目1節自転車競技場管理受託事業収入につきましては、県スポーツ振興財団から備品購入のため、80万円交付となるものでございます。

続きまして、5ページでございます。

3目1節雑入でございますけれども、農業者年金業務委託手数料7万7,000円の追加、それから、大和町土地改良区からの総代補欠選挙執行費21万円の計上でございます。

続きまして、22款1項町債でございますけれども、水道会計出資金670万円を見込むものでございます。歳入につきましては以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長（伊藤眞也君）

それでは、6ページお願いします。歳出でございます。

1款1項1目議会費につきましては、2節給料、3節職員手当等及び4節共済費につきましては、人事異動に伴います一般職員の給料、各種手当及び共済費の調整を行ったものでございます。以下各款の2節、3節、4節の人件費関係につきましては、同様の調整によるものでありますので、説明は省略させていただきます。

8節報償費につきましては、議員研修会の講師謝礼を補正するものでございます。以上でございます。

議長 長（大須賀 啓君）

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長（千葉恵右君）

続きまして、7ページをお願いいたします。

6目企画費でございます。企画費につきましては、企画管理費及び防衛施設周辺整備対策費でございます。

13節委託料でございますが、仮称南部コミセンの補助導入のため、国土交通省の社会資本整備総合交付金事業計画をしてございます。そのため、計画書策定業務に要する費用316万1,000円でございます。また、南部コミセンを予定しております杜の丘公営既設用地に先行いたしまして、民営保育所の建設が行われますので、そのため先行して進入道路を建設する必要がありますことから、道路整備に係る測量及び道路設計委託料89万3,000円でございます。また、吉田児童館跡地に計画いたします定住促進団地の測量設計業務委託料250万円の3委託料でございます。

続きまして、15節工事請負費でございますが、杜の丘公営既設用地に先行いたしまして道路整備を行う必要がございますことから、その費用を計上するものでございまして、延長100メートル、幅員については2車線に歩道を設置する予定でございます。この道路につきましては、民営保育所の建設が始まる3月までに完成をさせるものでございます。

なお、民間保育所整備事業と、それから定住促進団地につきましては、この後の全員協議会のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。

25節積立金でございますが、今回米軍実弾射撃訓練の実施が確定いたしましたことから、防衛施設周辺整備交付金の2次交付がされることが確実となりましたことから、歳入とともに歳出について計上するものでございまして、その一部を基金造成するものでございます。現在、あんしん子育て医療費助成事業について基金造成を行っておりますが、規則を改定いたしまして、教育用パソコン整備事業を追加して運用を図るものでございます。以上です。

議長 長（大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長（伊藤眞也君）

続きまして、12目消費者行政推進事業費でございます。

これにつきましては、財源の振り替えするものでございまして、県補助金の市町村消費者行政活性化事業費の額が確定しましたので、一般財源から県支出金のほうに財源を振り替えるものでございます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

同じく13目諸費でございます。

19節補助金でございますけれども、70万円でありますけれども、宮床財産区から繰り入れによります宮床歴史の村保存会に対します宮床宝蔵開館20周年記念式典に対する補助金でございます。

議長（大須賀 啓君）

税務課長千葉良紀君。

税務課長（千葉良紀君）

8ページをお開き願います。

2款2項2目賦課徴収費についてご説明いたします。

13節委託料につきましては、延滞金の法改正に伴いまして、滞納管理システムの延滞金計算プログラムの費用140万円を補正するものでございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、法人町民税の還付加算金と還付金に係るものでございまして、平成24年度の法人町民税の中間申告に係る分でございます、合わせて2,807万6,000円をお願いするものであります。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務課長伊藤眞也君。

総務課長（伊藤眞也君）

続きまして、4項4目県知事選挙執行費につきましては、3節職員手当等から14節

使用料及び賃借料までの経費を再積算の上、減額いたしまして、18節備品購入費で投票用紙読取分類機、これに接続して使用いたします投票用紙を区分けするラック機器を購入するものでございます。

3節につきましては、投開票事務従事者の人数、これを必要最小限に減らしたことにより減額するものでございます。

7節につきましては、臨時事務補助員の日数を減らしたことによる減額でございます。

11節につきましては、事務従事者、開票事務従事者の人数を減らしておりますので、それに伴いまして夕食代分を減額するものでございます。

12節につきましては、投票用紙計数器の保守点検料の確定によりまして減額するものでございます。

13節につきましては、投票所入口のスロープ設置費につきまして、これにつきましても額が判明しましたので、減額するものでございます。

14節につきましては、開票用テーブルの借上料でございますが、これにつきましても、少し借り上げ枚数を減らしたことによりまして減額するものでございまして、18節備品購入費で、投票用紙読取分類機、これに接続して使用いたしますラック部分を購入する経費を計上するものでございます。

続きまして、9ページでございます。

5目大和町土地改良区総代補欠選挙執行費でございます。大和町土地改良区の総代に欠員が生じたので、補欠選挙を執行する経費を補正するものでございます。

1節報酬につきましては、選挙管理委員等開票立会人等の報酬でございます。

9節につきましては、投開票立会人等への費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、選挙事務に要する消耗品、投票所入場券の印刷代でございます。

12節役務費につきましては、郵送料でございます。

続きまして、5項1目統計調査費でございます。住宅土地統計調査に伴います必要経費を補正するものでございます。

なお、この住宅土地統計調査につきましては、10月1日を基準として行う調査でございます。

1節報酬につきましては、住宅土地統計調査員の報酬を精査したことによりまして減額するものでございます。

3節につきましては、職員の時間外手当を計上するものでございます。

9節につきましては、統計調査員の費用弁償に要する経費でございます。

11節需用費につきましては、統計調査に要する消耗品代でございます。

12節役務費は郵送料でございます。以上でございます。

議長 長（大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長（三浦伸博君）

続きまして、民生費の3款1項1目社会福祉総務費でございます。

28節繰出金につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への人件費繰入分の減額でございます。

続きまして、2目老人福祉費28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計への人件費繰入分でございます。

4目障害者福祉費19節負担金につきましては、大崎市の知的障害児通園施設大崎広域ほなみ園への利用負担金で、利用施設に伴います人口割負担による差額分の補正をお願いするものでございます。よろしく願いをいたします。

議長 長（大須賀 啓君）

子育て支援課長高橋正春君。

子育て支援課長（高橋正春君）

10ページでございます。

3款2項1目児童福祉総務費11節につきましては、今回の補助事業にあります保育士等処遇改善臨時特例事業に要する事務消耗品でございます。

13節委託料につきましては、児童手当事務システム改修に係る経費と平成27年度から施行されます子ども・子育て支援事業計画策定に向けての基礎調査業務委託に係るものでございます。

11ページをお願いいたします。

4目保育所費につきましては、15節工事請負費は、もみじヶ丘保育所増築工事の契約が完了しましたので、減額するものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、民間保育園が対象となります保育士等処遇改善臨時特例事業に要します助成額でございます。そのほか、利用民間保育園が実施しており

ます障害児保育に対する補助でありまして、対象児童の増加によるものでございます。また、一時預かり事業におきまして、利用者見込みの見直しによりまして補助金の減額をお願いするものでございます。

23節償還金につきましては、平成24年度菜の花保育園運営費補助金の確定に伴う償還でございます。

5目児童館費12節役務費につきましては、各児童館の来館者に対する保険料に不足が生じたためお願いをするものでございます。よろしくお願いいたします。

議長 長（大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

4款衛生費1項1目保健衛生総務費の24節につきましては、水道事業会計への出資金でございます。

28節につきましては、水道事業会計及び戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金となっております。以上でございます。

議長 長（大須賀 啓君）

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長（千葉恵右君）

続きまして、3目環境衛生費でございます。

環境衛生総務費と再生可能エネルギー等導入事業費でございますが、環境衛生総務費については人件費の調整でございます。再生可能エネルギー等導入事業費につきましては、本年度役場屋上にソーラーパネルを設置するものでございまして、現在実施設計を行っております。最近の労務、資材価格の高騰が著しく、当初予算に不足が生じておりまして、また構造計算を行っておりますけれども、パネルの架台が通常コンクリート製、あるいは鉄製となっておりますが、荷重が大きくて構造上不安定となることから、FRP製に変更して軽量化を図るということでございまして、これらに要する費用の不足分について補正をお願いするものでございます。

戻りまして、13節でございますが、工事費の増嵩に伴いまして、工事管理費を増嵩するものでございます。当初は工事費の率計算でしてございましたけれども、巡回管理、

あるいは検査立ち会い、実際の業務に要する費用を積み上げいたしまして所要額を計上するものでございます。以上です。

議長 長（大須賀 啓君）

産業振興課長浅井 茂君。

産業振興課長（浅井 茂君）

続きまして、5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費でございます。

事項別明細書の13ページをお願いいたします。

11節需用費の消耗品費につきましては、農業者年金パンフレット代及びコピー代、燃料費につきましては、公用車ガソリン代、印刷製本費は農業者年金パネル作成代でございます。

続きまして、5目農地費でございますが、11節需用費の修繕費につきましては、今後の台風の大雨等により路面洗掘等の被害に迅速に対応するため、急破修繕費を今回補正させていただくものであります。

28節繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰り出しでございます。

同5款2項林業費1目林業振興費中の19節負担金補助及び交付金につきましては、昨年度においてもこの森林整備活動支援交付金事業により、森林施業の実施に不可欠な作業路網の改良工事を実施したもので、平成25年度におきましても作業路網の改良工事を実施する計画を持ち当初予算に計上させていただいたところでございますが、要件等の改正が平成25年3月29日になされ、当初見ておりました実施計画事業が交付金事業の該当にならなくなったことから、減額補正をいたすものでございます。

続きまして、6款商工費1項商工費3目観光費中、11節需用費の修繕費については、四十八滝公園のトイレ入口ドアの修繕をしたく補正をいたすものでございます。以上でございます。

議長 長（大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

それでは、私のほうから7款土木費関係についてご説明申し上げたいと思います。

事項別明細書の14ページをごらんになっていただきたいと思います。

2節から4節につきましては、人事異動に伴った人件費の調整でございますので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

事項別明細書15ページをお開きになっていただきたいと思います。

7款1項1目土木総務費でございます。12節役務費につきましては、町道の山下大沢線の不動産鑑定評価に係るものでございます。

13節委託料につきましては、道路台帳作成、修正業務に係るものでございまして、具体的な路線名につきましては、町道吉岡高田線ほか28路線の作成業務に要するものでございます。参考までに施工延長につきましては16.7キロというようなものでございます。

続きまして、7款2項1目道路維持費をお願いいたします。

まず、7節賃金につきましては、除雪の際の補助員に要するものでございます。

11節需用費につきましては、まず消耗品58万4,000円なのですが、これにつきましては、ショベルと、それからモーターグレーダーのタイヤチェーンを購入する際の費用でございます。それから、印刷製本費につきましては、除雪、融雪のチラシを印刷する費用でございまして、枚数につきましては9,700枚の予定でございます。続きまして、修繕料でございますが、これにつきましては、皆さんいろいろご存じのとおり舗装が大分傷んでいるということで、舗装の穴埋め、それから道路ののり面の補修等に要する費用をお願いするものでございます。

続きまして、14節使用料でございます。これにつきましては、まず土地の借上料といたしまして町道の町裏西道線、具体的な場所につきましては、旧役場庁舎の西側の路線でございまして、現在すぎのこ保育園に係る部分の土地の借上料でございます。面積が11.81平米の借上料となっております。

続きまして、機械の借上料といたしまして、これにつきましては、冬場町のショベル等につきましては業者のほうに貸し出しするものですから、その業者の方々が少し時間がおくれた、あるいは業者のオペレーターの方が倒れたというときのための、緊急に要するものための機械の借り上げということで、タイヤショベルの4カ月分の借上料をお願いするものでございます。

続きまして、16節原材料費でございます。これにつきましては採石、それからアスファルト合材の原材料費、それから融雪剤、数量につきましては15トンの原材料費というふうになっております。

続きまして、2項道路新設改良費でございます。これにつきましては13節委託料、これにつきましては、町道台ヶ森線、吉田の小学校前から金取橋を回って町道長窪線

の交差点付近までの測量設計業務を委託するものでございます。参考までに防衛の交付金事業というふうになっております。

15節工事請負費でございますが、これにつきましては、昨年と同じ地区の天皇寺地区の排水路の整備工事に要する費用をお願いするものでございます。

続きまして、橋りょう維持費でございます。これにつきましては、先ほど歳入のほうでもご説明がありましたけれども、橋梁長寿命化の策定に係るものでございまして、補助金の確定によりまして一般財源を減額するものでございます。

交通安全施設整備事業でございますが、これにつきましては16節原材料費、これにつきましては、カーブミラーを購入するものでございまして、大きさが800ミリの直径のものを5基購入するものに要するものでございます。

続きまして、7款3項1目河川費でございますが、これも先ほど歳入のほうでご説明ございましたけれども、洞堀川の除草作業に要するものが追加交付されたものに伴うものでございます。

続きまして、7款4項1目都市計画総務費になります。

17ページごらんになっていただきたいと思えます。

2目下水道費につきましては、下水道事業特別会計に繰り出しするものでございまして、今回は減額補正をお願いするものでございます。

3目公園費でございます。

11節需用費につきましては、わかば公園の多目的トイレの修繕、それからもみじヶ丘の1号公園から3号公園並びにわかば公園に同種類、ソーラー式の時計が全部で4基あるんですが、それが故障したために今回その撤去費用をお願いするものでございます。

続きまして、7款5項1目住宅管理費でございます。

11節需用費でございます。これにつきましては、下町住宅、それから蔵下住宅に消火器を24本購入するものでございます。

15節工事請負費につきましては、西原第一住宅3号棟、火災報知機の交換工事、数量につきましては15基の交換工事を実施するものに要するものでございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（大須賀 啓君）

総務課長伊藤真也君。

総務課長（伊藤眞也君）

続きまして、8款1項消防費2目非常備消防費でございます。

14節使用料及び賃借料でございますが、10月17日に開催されます全国女性消防操法大会の際に使用しますバス借上料につきまして、8月1日から貸し切りバスの交替運転手の配置基準が改正されました。それで、再積算を行いまして不足額を補正計上するものでございます。あわせまして高速道路通行料とバスの駐車料金を補正計上するものでございます。

3目消防施設費につきましては、小型動力ポンプつき軽積載車を購入するものでございまして、12節役務費につきましては、自賠償保険料と自動車損害共済分担金を補正するものでございます。

18節備品購入費につきましては、小型動力ポンプつき軽積載車購入に要する経費を補正するものでございます。

27節につきましては、自動車重量税を補正するものでございます。

なお、この軽積載車につきましては、第5分団のほうに配置する予定ということに考えているものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

それでは、引き続きまして、9款1項2目事務局費でございます。

18ページをごらんになっていただきたいと思います。

7節賃金につきましては、児童学習支援員9名配置ですが、通勤手当の不足分につき補正をお願いいたすものでございます。

13節委託料の業務委託料につきましては、大和中学校の部活動中の事故に係ります弁護士活動依頼に伴います弁護士業務委託に要します経費でございます。

22節補償補填及び賠償金につきましては、大和中学校部活動中の事故に係ります損害賠償金となっております。

次に、2項小学校費1目小学校管理費でございます。

12節役務費うち通信費と手数料につきましては、小学校におけますみやぎSWANから町単独使用のインターネット切りかえに要します経費について補正をお願いするものでございます。また、保険料につきましては、学校等施設に係ります賠償保険を

追加して強風等に対します事故に対応いたすための保険料となっております。

13節委託料の業務委託料につきましては、みやぎSWANの切りかえに要します経費でございます。

次に、2項3目施設整備費でございます。

11節需用費の修繕料につきましては、小野小学校に係ります施設の塗装等の修繕料でございます。非常階段の踊り場等でございます。

15節工事請負費につきましては、小野小学校に係ります屋内消火栓の配管の漏水工事に要します経費でございます。一部水漏れというふうな疑いがございますので、これの経費でございます。

次に、3項中学校費1目学校管理費、19ページをお願いいたしたいと思います。

12節役務費うち通信費並びに手数料につきましては、中学校におけますみやぎSWANから町単独使用のインターネット切りかえに要します経費について補正をお願いいたすものでございます。また、保険料につきましては、学校等施設に係ります賠償保険に追加しまして、強風等に対する事故への対応の保険料でございます。

続きまして、19ページ、13節委託料でございます。委託料の業務委託料につきましては、みやぎSWAN切りかえに要します経費となっております。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長（石川 誠君）

それでは、引き続き19ページをお願いいたします。

9款4項1目社会教育総務費でございますが、2節、3節、4節共済費につきましては、人件費の調整分でございます。

次に、第2目公民館費でございます。

19節負担金補助及び交付金16万6,000円でございますが、青年団に対する補助金でございます。これはことしの5月29日に山元町中央公民館を会場としまして宮城県青年文化祭が開催されております。その際に黒川郡連合青年団合唱の部で最優秀賞を受賞しました。そして、合唱団のメンバーでもある方が展示の部ということで、最優秀賞をさらに受賞されております。それで、全国大会出場が決定いたしましたので、これに対する交通費ですとか、あるいは傷害保険等を含んだ補助金という形で交付をし

たいものでございます。

議長 長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

続きまして、9款4項社会教育費5目教育ふれあいセンター管理費でございます。

12節役務費の保険料につきましては、学校と施設に係ります賠償保険を追加して強風等による事故対応をいたすための保険料となっております。よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 長（大須賀 啓君）

生涯学習課長石川 誠君。

生涯学習課長（石川 誠君）

次に、9款5項第1目保健体育総務費第8節報償費でございます。

これはスポーツ支援の奨励金でございますが、毎年おおむね個人奨励としまして60名分相当のスポーツ支援奨励費を予算化しておりますが、9月に入った段階で既に53名の交付見込みとなっております。今後さらに国体が9月28日に東京会場で予定されておりますので、その関係の選抜大会からの該当者がさらに出てくるのではなかろうかと予測する補正でございます。

次に、第3目11節需用費でございます。46万1,000円につきましては、砂金沢レクリエーション広場電気設備改修費でございます。現在広場内に4本の外灯がありますが、その4本ともふぐあいによりまして新しいLEDタイプと交換するものでございます。

次に、第4目総合運動公園管理費第7節賃金232万6,000円につきましては、本年4月1日より体育館のほうに嘱託の所長を配属しております。その賃金でございます。

次に、第6目自転車競技場管理費第18節備品購入費の80万円につきましてはでございますが、これにつきましては、毎年スポーツ振興財団からの自転車競技場の管理受託事業収入があるわけでございますが、備品購入費としまして追加分80万円でございます。内容につきましては、大会用のテント2張分、これは競技会場中央に1張とゲート出口に1張、合計2張分でございます。そのほかに従来は総合体育館からその都度

借用していたものでございますから、それを今回専用にするということでございます。そのほかにトランシーバー20台、審判用ストップウォッチ20台それぞれ新しいものと交換をしたいという目的で購入するものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長大畑憲治君。

都市建設課長（大畑憲治君）

それでは、事項別明細書の20ページをお開きになっていただきたいと思います。

10款災害復旧費でございます。

この件につきましては、東日本大震災災害復旧後、また違う路線等で沈下等が見られましたので、その災害復旧に充てるものでございます。具体的な路線名につきましては、町裏西道線ほか22路線、箇所数にいたしますと33カ所になります。その分に要する費用につきましては1,987万円というふうになっております。そのほかに昨年繰り越しをご承認いただきました橋りょうの樵橋、それから八幡堂歩道橋の今年度の単価に入れかえした際に772万8,000円ほど不足が生じたもので、今回その分をお願いするものでございます。

それから、事項別明細書15ページに、大変失礼ですが、戻っていただきたいと思えます。

私7款2項1目道路維持費の中の12節役務費なんですが、これのご説明をちょっと落ちたような記憶をしているものでございます。これにつきましては、火災保険料といたしまして、ターミナルの火災保険料といたしまして乗降場の建屋の分と、それから待合所の分の火災保険料というふうになります。

続いて、13節委託料でございますが、これにつきましては、除雪に要する費用でございます。金額につきましては、過去3年の平均の値を算出して今回計上したものでございまして、そのほかにもみじヶ丘3丁目の雨水管の清掃、それから台ヶ森線の具体的な場所につきましては本木商店前の側溝の土砂のしゅんせつ工事、その分両方合わせて84万円を計上させていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長浅井 茂君。

産業振興課長（浅井 茂君）

同じく10款災害復旧費3項東北関東大地震災害復旧費でございます。

21ページをお願いします。

2目農林・商工施設災害復旧費15節工事請負費にあつては、平成23年度の地震に伴う災害復旧工事相川ため池、幕柳頭首工について労務単価の増により工事請負費に不足が生じたため、補正をしていただくものでございます。よろしくお願いたします。

議長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後3時15分 休憩

午後3時24分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

議案書の13ページをお願いいたします。

議案第78号 平成25年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）であります。

平成25年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については次に定めるところによるものでございます。

第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,133万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,281万9,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の32ページをお願いいたします。

歳入になります。

6款2項2目2節特定健康診査等補助金になります。これにつきましては、被災者健康支援事業ということで、特定健診の項目にクレアチニン、それから尿酸の検査を追加しております。県からこの分単独事業ということで補助金が出ております。それに伴う補正であります。

続きまして、9款1項1目3節であります。職員給与費等の繰入金になります。これにつきましては、職員の異動による職員給与等の繰入金でございます。減額補正になってございます。

続きまして、10款1項2目1節その他繰越金になります。これにつきましては、前年度からの繰り越しとなります。

続きまして、33ページのほうをお願いいたします。

歳出であります。

歳出、1款1項1目一般管理費の2節から4節までにつきましては、職員の異動による人件費の調整であります。

7款1項1目特定健診等の事業費になります。これにつきましては、歳出の金額はございません。財源の振り替え、一般財源から特定財源のほうに振り替えを行うものでございます。

それから、9款1項3目23節償還金であります。これにつきましては、平成24年度の療養給付金負担金の額が確定しておりますので、返還金が生じております。これの返還金でございます。以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長（三浦伸博君）

議案書15ページをお願いいたします。

議案第79号 平成25年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,343万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億5,777万9,000円とお願いするものでございます。

2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款、項の区分等は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書の38ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3 款国庫支出金 1 項 1 目介護保険給付費につきましては、平成24年度分の介護給付費の精算確定によるものでございます。

5 款県支出金 1 項 1 目介護給付費負担金につきましても、国庫負担金同様、平成24年度分の介護給付費の精算確定によるものでございます。

7 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、人件費の繰り入れでございます。

8 款繰越金 1 項 1 目繰越金につきましては、平成24年度からの繰越金のうち、今回歳出見合いで見込んだものでございます。

39ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2 款保険給付費 2 項 2 目高額医療合算介護サービス費19節負担金につきましては、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するものでございまして、対象世帯の介護サービス利用増によります補正をお願いするものでございます。

続きまして、3 款諸支出金 1 項 2 目償還金につきましては、平成24年度の介護給付費等の国、県の交付金額が確定しましたことに伴います国、県への償還金でございます。

4 款地域支援事業費 2 項 1 目介護予防ケアマネジメント事業費19節負担金につきましては、5 年ごとの介護支援専門員更新による研修受講料でございます。以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

議案書の17ページをお願いしたいと思います。

議案第80号 平成25年度大和町宮床財産区特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

歳入歳出それぞれ70万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を1,524万4,000円とお願いするものでございます。

補正予算の款、項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

事項別明細書45ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございますけれども、2款1項1目1節財産造成基金繰入金70万円を見込んだものでございます。

歳出でございますけれども、2款1項4目諸費28節繰出金につきましては、宮床歴史の村保存会に対します補助金に要する一般会計への繰出金70万円でございます。

議案書の19ページをお願いしたいと思います。

議案第81号 平成25年度大和町吉田財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算にそれぞれ429万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を1,206万3,000円とするものでございます。補正予算の款、項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

事項別明細書47ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますけれども、3款1項1目1節財産造成基金繰入金12万2,000円の減額でございます。

5款諸収入1項1目1節森林総合研究所分収造林管理費支出金441万5,000円を見込んだものでございます。

歳出でございますけれども、2款総務費1項3目森林総合研究所分収造林管理費13節委託料につきましては、吉田升沢壇ノ下地内にございます山林16.46ヘクタールの山林の裾枝払い委託経費429万3,000円でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

それでは、議案書の21ページをお願いいたします。

議案第82号 平成25年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ408万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,846万

2,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の49ページをごらんいただきます。

歳入でございます。

2款1項1目下水道使用料1節下水道使用料、現年度分につきましては、過日開催をさせていただきました議会全員協議会におきまして、下水道使用料の賦課漏れに関することについてご説明をさせていただきましたが、現在このことにつきまして、関係のお客様に対しまして一軒一軒ご訪問いたしまして、納入に対してのご理解をいただくべく説明とお願いをしているところでございまして、その全員協議会でお示しをした時効未到来分の過去5年分の金額502万6,000円を補正計上するものでございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、財源の調整により減額補正をするものでございます。

次に、50ページの歳出でございます。

1款1項下水道管理費1目一般管理費3節職員手当等、4節共済費につきましては、人件費の調整による減額補正でございます。

23節償還金利子及び割引料の還付金につきましては、使用料の過誤納金がありましたので、この還付金の所要額について補正をお願いするものでございます。

27節公課費の消費税及び地方消費税につきましては、本年度の支払額の確定によりまして不足分について補正をするものでございます。

2項下水道建設費1目建設費につきましては、単独事業費の人件費の調整による補正でございます。以上でございます。

次に、議案書の23ページをお願いいたします。

議案第83号 平成25年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,304万1,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の56ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整に係る補正でございます。

5款1項1目繰越金につきましては、歳出見合いの財源調整による前年度繰越金の補正計上でございます。

次に、歳出でございます。

1款農業集落排水事業費1項1目一般管理費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、人件費の調整による補正でございます。

27節公課費の消費税及び地方消費税は、本年度の支払額確定により不足額について補正をするものでございます。以上でございます。

次に、議案書の25ページをお願いいたします。

議案第84号 平成25年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,180万2,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の62ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整に係る補正でございます。

次に、63ページの歳出でございます。

1款合併処理浄化槽費1項1目一般管理費につきましては、人件費の調整に係る減額の補正でございます。

2項1目合併処理浄化槽建設費につきましても、人件費の調整に係る補正計上でございます。以上でございます。

次に、議案書の27ページをお願いいたします。

議案第85号 平成25年度大和町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

第1条の総則でございます。平成25年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条の収益的収入及び支出でございます。平成25年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入です。

第1款水道事業収益に1,776万円を追加し、8億3,961万7,000円とし、2項営業外収益にも同額を追加いたしまして、9,572万8,000円とするものであります。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用に2,086万5,000円を追加し、8億3,602万1,000円とし、1項営業費用にも同額を追加いたしまして、8億825万9,000円とするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出につきましては、予算第4条本文括弧書き中、「2億7,036万1,000円」を「2億5,553万9,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金2億1,986万1,000円」を「2億503万9,000円」に改めまして、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございます。

第1款資本的収入に2,019万7,000円を追加いたしまして4,361万8,000円といたしまして、第1項出資金に670万円を追加し3,012万1,000円に、第2項企業債にも同額の670万円を追加いたしまして670万円に、第3項補助金に679万7,000円を追加いたしまして679万7,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出に537万5,000円を追加いたしまして、2億9,915万7,000円といたしまして、1項建設改良費も同額を追加いたしまして、2億1,528万2,000円とするものでございます。

次に、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、予算第5条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

(1)の職員給与費を4,541万7,000円といたすものでございます。この詳細につきましては、事項別明細書の70ページからご説明をいたします。

事項別明細書の70ページ、平成25年度大和町水道事業会計補正予算内訳書でございます。

収益的収入及び支出です。

収入でございます。

1款水道事業収益 2項営業外収益 1目他会計補助金の一般会計補助金であります。

宮城県大崎広域水道からの受水留保解除分の未計上分について追加補正をいたしまして、また、簡易水道事業の管理費を実績見込みでの減額補正をいたしまして、1,776万円を補正計上しようとするものでございます。

次に、支出でございます。

水道事業費用 1 項 1 目浄配水費の給料、手当、法定福利費につきましては、人件費の調整でございます。

受水費につきましては、宮城県大崎広域水道からの受水留保解除分の未計上分を補正計上するものでございます。

次に、71ページの資本的収入及び支出でございます。

収入でございます。

1 款資本的収入の 1 項から 3 項までにつきましては、中峰 2 号配水池耐震化事業に係るものでありますが、1 項 1 目出資金につきましては、一般会計の出資金といたしまして670万円を補正計上するものでございます。

2 項 1 目企業債につきましては、配水池耐震設計及び緊急遮断弁の実施設計に係る企業債670万円の借り入れの補正でございます。

3 項 1 目国庫補助金につきましては、緊急遮断弁設置も含めて本事業が新規の国庫補助事業として採択されたことによりまして、配水池の耐震化及び緊急遮断弁の実施設計費に係る補助率 3 分の 1 の679万7,000円を補正計上するものでございます。

次に、支出でございます。

資本的支出 1 項建設改良費 4 目中峰 2 号配水池耐震化事業費の調査設計費であります。配水池の耐震化とあわせまして緊急遮断弁の実施につきましても国庫の補助事業として認められ採択されたことによりまして、さらに事業効果を高めまして、大規模な漏水発生時における被害の軽減対策といたしまして、遮断弁の設置基数を当初 2 基でありましたが、これを 4 基に増設することといたしまして、その所要額につきまして補正をするものでございます。

5 目鶴巣落合線配水管強化学業費の給料、手当、法定福利費につきましては、人件費の調整による補正でございます。以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（大須賀 啓君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありません

か。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、あすの午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後3時46分 延 会